

令和8年度

履 修 要 項

大 学 院 修 士 課 程

〔経済・経営システム研究科〕



富 士 大 学

Fuji University

富士大学大学院の教育目的

大学院は、広い視野に立って深い学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を有する職業等に必要な高度な能力を養い、次に掲げる人材を養成することを目的とする。

- ① 高度に専門的な知識を有する実務者
- ② 公的資格を有する専門職業人
- ③ 研究者として専門研究に従事しうる人材

【課程修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

富士大学大学院は、以下の要件を満たした者に課程修了の認定を行い、修士の学位を授与します。

1. 修業年限を満たし、修了に必要な所定の単位を修得していること
2. 授業の受講および修士論文の作成を通じて、専門知識を深め、論理的思考力を磨き、自ら、問題を発見し、情報を収集・分析し、問題を解決する能力が身についたこと
3. 修士論文（または認められた特定課題についての研究成果）の審査および試験に合格したこと

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

富士大学大学院は、広く深い学識を持った「高度に専門的な知識を有する実務者」、「公的資格を有する専門職業人」、「研究者として専門研究に従事しうる人材」を養成することを目的としています。そのために、経済学、経営学、会計学、情報学、法学の各分野にわたる講義科目および専攻分野に関する研究指導を行う演習科目を設置して、専門知識を深めるとともに、論理的思考力を磨き、自ら、問題を発見し、情報を収集・分析し、問題を解決することができる能力を身につけることを教育課程編成・実施の方針としています。

【入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）】

富士大学大学院は、広く深い学識を持った「高度に専門的な知識を有する実務者」、「公的資格を有する専門職業人」、「研究者として専門研究に従事しうる人材」を養成することを目的としています。

したがって、そのために必要な次のような能力を有し、その能力を更に高めたいという意欲を持った学生を受け入れることを入学者受入れの方針としています。

1. 経済学、経営学または会計学に関し大学卒業程度の知識を有していること
（社会人および異なる専攻の大学卒業者に対しては、経済学、経営学、会計学に関し大学卒業程度の知識を修得する道を用意しています。）
2. 大学院での研究に必要な能力（論理的思考力、基本的な情報収集・分析能力、基本的な問題発見・解決能力など）を有していること

〈履修要項目次〉

令和8年度大学院学事予定	1
令和8年度授業科目および担当教員	3
富士大学大学院学則・諸規程	
大学院学則・別表（カリキュラム一覧）	6
大学院履修規程	15
大学院入学者の授業科目の履修方法等に関する特則	17
大学院入学前の既修得単位の認定に関する規則	19
他の大学院における授業科目の履修等に関する規則	20
大学院生の学部講義受講内規	21
大学院長期履修学生規程	22
大学院における修了の特例に関する規則	24
大学院修士論文または研究の成果の提出要項	26
大学院修士論文作成・提出方法等について	28
大学院特定課題作成・提出方法等について	31
学位規程	32
大学院科目等履修生規程	35
大学院科目等履修留学生に関する特則	37
大学院聴講生規程	38
大学院聴講留学生に関する特則	40
大学院研究生規程	41
大学院研究生の「研究課題および研究の成果」の提出要項	43
大学院特別研究生規程	44
大学院委託生規程	46
大学院共同研究室の利用について	48
大学院学長表彰規程	49

大学院学生懲戒規程	50
大学院入学者選抜規程	53
大学院転入学に関する規則	54
学費の納入に関する規則	55
大学院内部進学者等奨学金規程	58
独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金の貸与を受けた 富士大学大学院生の「特に優れた業績による返還免除」に 関する規程	59
令和8年度大学院学年暦.....	61

様式集

大学院入学前の既修得単位等に係る単位認定願
他の大学院における修得単位等に係る単位認定願
修士論文題目変更届
論文等審査願
許諾書

令和8年度 富士大学大学院 学事予定【4月入学者】

入学式	4月2日(木)
新入生・1年生ガイダンス	4月2日(木) 14:00
修了年次生ガイダンス	4月2日(木) 15:00
履修登録	4月3日(金)
新入生健康診断	4月8日(水) 10:00~16:00
在学生健康診断	4月8日(水) 10:00~16:00
前期授業開始	4月6日(月)
研究計画書提出締切日	4月27日(月)
祝日授業日	4月29日(水)
第1回論文等発表会レジメ提出締切日	5月18日(月)
第1回論文等発表会(経営学)	5月26日(火)
第1回論文等発表会(経済学)	5月29日(金)
祝日授業日	7月20日(月)
前期授業終了日	7月24日(金)
夏季休業	8月1日(土)~9月4日(金)
履修登録	9月1日(火)~9月3日(木)
後期授業開始	9月7日(月)
第2回論文等発表会レジメ提出締切日	10月8日(木)
紫陵祭準備日(全学休講)	10月9日(金)
第2回論文等発表会(経済学)	10月16日(金)
第2回論文等発表会(経営学)	10月20日(火)
祝日授業日	11月23日(月)
冬季休業	12月25日(金)~令和9年1月6日(水)
後期授業再開	1月7日(木)
後期授業終了日	1月18日(月)
春季休業	2月1日(月)~3月31日(水)
論文等提出締切日	1月19日(火)
最終試験(経済学)	2月5日(金)
最終試験(経営学)	2月9日(火)
修了式	3月(日程未定)

*本要項末の「令和8年度 大学院学年暦」を参照

令和8年度 富士大学大学院 学事予定【9月入学者】

1年生ガイダンス	4月2日(木) 15:00
修了年次生ガイダンス	4月2日(木) 15:00
履修登録	4月3日(金)
修了年次生健康診断	4月8日(水) 10:00~16:00
前期授業開始	4月6日(月)
祝日授業日	4月29日(水)
第2回論文等発表会レジメ提出締切日	5月18日(月)
第2回論文等発表会(経営学)	5月26日(火)
第2回論文等発表会(経済学)	5月29日(金)
祝日授業日	7月20日(月)
前期授業終了日	7月24日(金)
夏季休業	8月1日(土)~9月4日(金)
論文等提出締切日	7月24日(金)
最終試験(経営学・経済学)	8月4日(火)
修了式	8月(日程未定)
入学式	9月(日程未定)
新入生ガイダンス	9月1日(火)
履修登録	9月1日(火)~9月3日(木)
後期授業開始	9月7日(月)
研究計画書提出締切日	9月28日(月)
第1回論文等発表会レジメ提出締切日	10月8日(木)
紫陵祭準備日(全学休講)	10月9日(金)
第1回論文等発表会(経済学)	10月16日(金)
第1回論文等発表会(経営学)	10月20日(火)
祝日授業日	11月23日(月)
冬季休業	12月25日(金)~令和9年1月6日(水)
後期授業再開	1月7日(木)
後期授業終了日	1月18日(月)
春季休業	2月1日(月)~3月31日(水)

*本要項末の「令和8年度 大学院学年暦」を参照

令和8年度 大学院授業科目および担当教員（経済・経営システム研究科）

（令和8年4月1日現在）

1. 研究指導教員（教授）

職名	氏名	授業科目	科目数
教授	かねこ けんいち 金子 賢一	情報科学特論、人間情報学特論、研究方法基礎演習、 演習Ⅰ①②、演習Ⅱ①②	7
教授	よしだ てつろう 吉田 哲朗	ミクロ経済学特論Ⅰ、ミクロ経済学特論Ⅱ、 マクロ金融論特論、国際金融システム特論、 環境・社会・企業統治特論、研究方法基礎演習、 演習Ⅱ①②	8
教授	せきがみ さとし 関上 哲	環境経済学・政策学特論、マーケティング特論、 研究方法基礎演習、演習Ⅰ①②、演習Ⅱ①②	7
教授	いわた さとし 岩田 智	経営組織特論	1
教授	かいべ けんじ 海邊 健二	六次産業化特論、研究方法基礎演習、演習Ⅱ①②	4

2. 研究指導教員（客員教授）

職名	氏名	授業科目	科目数
客員教授	いとう よしろう 伊藤 善朗	会計基準と分析特論、現代会計の課題特論、 演習Ⅰ①②、演習Ⅱ①②	6
客員教授	やなぎ ゆうじ 柳 裕治	租税基本原理特論A、租税実体法特論A、 演習Ⅰ①②、演習Ⅱ①②	6
客員教授	なかえ ひろゆき 中江 博行	租税基本原理特論B、租税実体法特論B、 演習Ⅰ①②、演習Ⅱ①②	6

3. 研究指導補助教員（教授・准教授）

職名	氏名	授業科目	科目数
教授	すずき たかし 鈴木 健	民法特論（総論）、民法特論（財産法）、 研究方法基礎演習	3
教授	かげやま かずお 影山 一男	観光産業（ツーリズム）特論	1
教授	さいとう よしのり 齋藤 義徳	文化経済学特論、国際コミュニケーション演習	2
教授	さい しゅくきょう 崔 肃京	文化経済学特論	1
教授	すずき やすお 鈴木 康夫	マクロ経済学特論Ⅰ、マクロ経済学特論Ⅱ、 ミクロ経済政策特論、マクロ経済政策特論	4
准教授	にしむら すすむ 西村 晋	経営史特論、経営戦略特論、地域中小企業経営特論	3

富士大学大学院学則・諸規程

富士大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 富士大学大学院（以下「本大学院」という。）は、富士大学の目的使命に則り、学術理論およびその応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価、認証評価)

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上に資するため、本大学院の教育および研究、組織および運営並びに施設および設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検および評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 本大学院は、本大学院の教育研究等の状況について、法令の定めに従い、認証評価機関の評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。
- 3 前二項の自己点検・評価および認証評価に関して必要な事項は、別に定める。

第2章 課程・修業年限・学年・学期および休業日

(課程および修業年限)

第2条 本大学院には、修士課程を置くものとする。

- 2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、特に優れた業績をあげた者については、1年で修了することができるものとする。
- 3 第9条の2の規定により学生が本大学院入学前に他大学院を含む大学院において修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後に修得したものに限る。）を、本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により、本大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して本大学院に1年間在学したものとみなすことができる。
- 4 本大学院における最長在学年限は、4年とする。

(長期履修学生の修業年限)

第2条の2 職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを入学時に希望する者（以下「長期履修学生」という。）があるときは、学長は、これを許可することができる。

- 2 長期履修学生に関する事項は、別に定める。

(課程の趣旨および人材養成目的)

第3条 本大学院は、広い視野に立って深い学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を有する職業等に必要の高度な能力を養うものとする。

- 2 本大学院は、次に掲げる人材を養成することを目的とする。
 - (1) 高度に専門的な知識を有する実務者
 - (2) 公的資格を有する専門職業人
 - (3) 研究者として専門研究に従事しうる人材

(学年および学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 開始日 4月1日

終了日 9月5日から20日までの間の各年度で定める日

後期 開始日 前期終了日の翌日（休日の場合はその翌日）

終了日 翌年の3月31日

- 3 各年度の学期は、前項の規定を基準として、授業週および春・夏・冬季休業期間等を考慮し、学長が定める。

(授業期間)

第4条の2 授業期間については、富士大学学則第8条および第8条の2を準用する。

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも特別に授業または試験を行うことがある。

- (1) 土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 春季休業 2月1日から3月31日まで

- (3) 夏季休業 8月1日から第4条に定める前期終了日まで
- (4) 冬季休業 12月20日から1月10日までの間の各年度で定める期間
- 2 各年度の休業日は、前項の規定を基準として、学長が定める。

第3章 教育方法等

(教育方法)

第6条 本大学院の教育は、次の各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 授業科目の授業
- (2) 修士論文の作成指導または特定の課題についての研究指導
- 2 前項第2号の指導を研究指導といい、研究指導を担当する教員を研究指導教員という。

(授業方法)

第6条の2 本大学院の授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる（この方法による授業を、以下「遠隔授業」という。）。
- 3 前二項の授業は、外国において履修させることができる。

(履修方法等)

第7条 本大学院の研究科における授業科目は、別表のとおりとする。

- 2 授業科目および研究指導の履修方法については、別に定める。

(学部の授業科目の履修)

第8条 研究指導教員が教育上有益と認めるときには、学部の授業科目等を履修させることができる。

(単位の認定)

第9条 本大学院の授業科目を履修した者に対して、試験の上、合格者に所定の単位を与えるものとする。

- 2 授業科目に関する試験については、学長が定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第9条の2 学長は、教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院入学前に他大学院を含む大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、本大学院において修得したものとみなす単位数は、転入学の場合を除き15単位を超えないものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第9条の3 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院が定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院（専門職大学院に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合および国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合に準用する。
- 3 前条および本条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

第4章 課程の修了および学位の授与

(修士課程の修了要件)

第10条 修士課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、所定の31単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士課程の目的に応じ、修士論文を提出し、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、第2条第2項ただし書および第3項に該当する者の在学期間については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 学長が、修士課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果（以下「研究の成果」という。）の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。

(課程修了の認定)

第 11 条 課程修了の認定は、学長が行うものとする。

(成績評価・単位認定)

第 12 条 授業科目の成績評価は、次のとおりとし、合格者には単位を認定する。

- ①秀 (S) ; 90 点以上 (合格)
- ②優 (A) ; 80 ~ 89 点 (合格)
- ③良 (B) ; 70 ~ 79 点 (合格)
- ④可 (C) ; 60 ~ 69 点 (合格)
- ⑤不可 (D) ; 59 点以下 (不合格)

2 修士論文または研究の成果の成績評価は、次のとおりとする。

- ①秀 (S) ; 90 点以上 (合格)
- ②優 (A) ; 80 ~ 89 点 (合格)
- ③良 (B) ; 70 ~ 79 点 (合格)
- ④不可 (D) ; 69 点以下 (不合格)

3 成績評価について必要な事項は、別に定める。

(修士論文または研究の成果の審査および最終試験)

第 13 条 修士論文または研究の成果 (以下、併せて「論文等」という。) の審査および最終試験は、学長の命を受けて、研究科委員会が行うものとする。

2 論文等の審査および最終試験について必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第 14 条 修士課程を修了した者に対して、別表に定めるところの、次のいずれかの学位を授与するものとする。

経済・経営システム研究科	修士 (経済学)
	修士 (経営学)

(学位の規定)

第 15 条 本学則に定めるもののほか、学位授与の要件その他学位の授与に関する必要な事項は、学位規程の定めによるものとする。

第 5 章 入学、休学、退学、転学、除籍、留学等

(入学の時期)

第 16 条 入学の時期は、学年の初めとする。

2 学長は、教育研究上有益と認めるときは、後期からの入学を認めることができる。この場合、後期入学者の学年については、第 4 条第 1 項の定めにかかわらず、後期から始まり翌年度の前期に終わるものとする。

3 学長は、やむを得ない事情がある場合には、学期の中途からの入学を認めることができる。ただし、この場合は、教育研究上支障がないように配慮しなければならない。なお、この場合の在学期間は、学期の初めから算定し、学年は学期の初めから開始するものとする。

(入学資格)

第 16 条の 2 本大学院に入学できる者は、次の各号の一に該当する者で、入学試験に合格した者とする。

- (1) 学校教育法第 83 条の大学を卒業した者
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程 (その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。) を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校 (その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの、またはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。) において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること (当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること、および当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。) により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程 (修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。) で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 以下の何れかの基準を満たし、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めた者
 - ①学校教育法第 83 条の大学に 3 年以上在学した者
 - ②外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者
 - ③外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
 - ④我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされる者に限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (11) 本大学院において、個別の資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者

(入学試験手続)

第 17 条 入学志願者は、所定の手続により願出するものとする。

(入学者の選抜)

第 18 条 入学者の選抜については、学長が決定する。

2 入学者の選抜については、別に定める。

(入学手続および入学許可)

第 19 条 入学者の選考の結果に基づいて合格の通知を受けた者は、所定の書類を指定された期間中に提出するとともに、入学金、授業料、その他費用（以下「学費」という。）を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可するものとする。

(休学・復学)

第 20 条 病気その他やむを得ない事由により、2ヶ月以上修学できないときは、医師の診断書、またはその事由を証明する書類を添え、学長に願出で、許可を得て休学することができる。

2 病気のため修学が不相当と認められる者には、学長は、休学を命ずることができる。

3 休学は、当該学年限りとする。ただし、特別な事情がある場合には、引き続き休学を許可することがある。また、通算 2 年を超えることができない。

4 休学期間は、第 2 条に定める在学年数に算入しない。

5 休学の事由が消滅したときは、医師の診断書またはその事由を証明する書類を添え、学長に願出で、許可を得て、復学することができる。

(退学)

第 21 条 病気その他やむを得ない事由により、退学しようとする者は、その事由を証明する書類を添え、学長に願出で、許可を得なければならない。

(再入学)

第 22 条 前条の規定により退学した者が再入学を願出たときには、学長は、学年の初めに限り、これを許可することができる。

2 第 24 条または第 41 条による退学者は、再入学することができない。

(転学)

第 23 条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

2 他の大学院から本大学院に転入学を志望する者がある場合、学長は、選考のうえ、これを許可することができる。

(除籍)

第 24 条 学長は、次の各号の一に該当する者について、除籍するものとする。

(1) 第 2 条第 3 項に定める最長在学年限を超えた者

(2) 死亡または行方不明の届け出のあった者（証明書類の添付を要する。）

(指定事項による退学)

第 25 条 学長は、次の各号の一に該当する者について、退学させることができる。

(1) 第 20 条に定める休学期間の限度を超えた者

- (2) 正当な理由なく授業料等の納付を怠った者で、督促してもなお納付しない者
- (3) 所定の期日までに当該年度の履修登録をしない者で、修学の意思を照会しても返答のない者

(留 学)

- 第 26 条 外国の大学院またはこれに相当する高等教育機関において修学することを志望する者は、学長に願い出て、許可を得て留学することができる。
- 2 前項の留学の期間は、第 2 条に定める在学年数に含めることができる。
 - 3 第 1 項の規定により留学して単位を修得した場合、学長は、この修得した単位の全部または一部を本大学院において修得した単位と認定できるものとする。ただし、認定できる単位数は、第 9 条の 3 に定める限度内とする。
 - 4 留学に関する学内手続等については、別に定めるものとする。

第 6 章 学費等

(学費の額および論文等審査料)

- 第 27 条 学費等および学位の論文等審査料の額は、別に定めるものとする。

第 7 章 科目等履修生、聴講生、特別研究生、研究生および委託生

(科目等履修生)

- 第 28 条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の授業科目の履修を希望する者があるときは、学長は、選考のうえ、科目等履修生として当該授業科目の履修を許可することができる。
- 2 科目等履修生として履修した授業科目について、試験を受け合格した場合は、所定の単位を与える。
 - 3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(聴講生)

- 第 29 条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の授業科目の聴講を希望する者があるときは、学長は、選考のうえ、聴講生として当該授業科目の聴講を許可することができる。
- 2 聴講生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

- 第 30 条 特定の専門事項について研究を進めようと希望する者があるときは、学長は、選考のうえ、本大学院における研究を許可することができる。この者を研究生と呼ぶ。
- 2 研究生に関する規程は、別に定める。

(特別研究生)

- 第 30 条の 2 本大学院において特定分野の教育指導を受けることを希望する者があるときは、学長は、選考のうえ、これを許可することができる。この者を特別研究生と呼ぶ。
- 2 特別研究生に関する規程は、別に定める。

(委託生)

- 第 31 条 公共団体またはその他の機関から、本大学院で研究を行う者の受け入れを委託されたときは、学長は、本大学院における研究を許可することができる。この者を委託生と呼ぶ。
- 2 委託生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生、聴講生、特別研究生、研究生、委託生の学費等)

- 第 32 条 科目等履修生、聴講生、特別研究生、研究生、委託生の学費等については、別に定める。

第 8 章 外国人留学生

(外国人留学生)

- 第 33 条 第 16 条の 2 の各号の一に該当する（該当する見込みの者を含む。）外国人であって本大学院に入学を志望する者があるときは、学長は、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。
- 2 本学則の定めは、外国人留学生に準用する。ただし、外国人留学生について、別に特則を定めることがある。

第 9 章 教員組織および運営組織

(教員組織)

- 第 34 条 本大学院に、大学院担当の教授、客員教授、准教授、講師を置く。

- 2 本大学院研究科に、大学院担当の教授の中から選任した研究科長を置く。研究科長は、研究科委員会の議長となる。
- 3 前二項の他、本大学院に必要な職員を置くことができる。

(授業等の実施者)

- 第 35 条 本大学院における研究指導は、第 6 条第 2 項に定める研究指導教員が行う。なお、研究指導には、当該研究指導に係る演習および講義の実施を含む。
- 2 大学院担当教員で研究指導教員でない者は、授業および研究指導補助を行う。

(研究科委員会)

- 第 36 条 本大学院研究科に研究科委員会を置く。研究科委員会は、大学院担当の常勤の教授、准教授および講師をもって構成する。
- 2 研究科委員会は、本大学院の教育研究に関する事項を審議する。なお、「審議する」とは、論議・検討することであり、本大学院としての決定を行うものではない。
 - 3 研究科委員会は、学長が、次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学(転入学・再入学を含む)および課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、本大学院の教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定めるもの
 - 4 研究科委員会は、前項に掲げるもののほか、その審議した事項について、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(事務組織)

- 第 37 条 事務組織については、別に定める。

第 10 章 研究施設等

(研究施設・組織)

- 第 38 条 本大学院の学生および第 28 条から第 31 条までに定める者は、その研究目的を達成するため、富士大学図書館およびその他の施設を利用することができる。
- 2 本大学院の学生および第 30 条から第 31 条までに定める者は、研究組織に属することができる。

第 11 章 賞罰

(表彰)

- 第 39 条 人物および学術の優秀な者について、学長は、これを表彰することができる。

(懲戒)

- 第 40 条 本大学院の学生が諸規則・諸規程に違反し、または学生の本分にもとる行為があると認められたときは、学長は、これを懲戒する。
- 2 懲戒の種類は、退学、停学および訓告とする。
 - 3 懲戒処分の手続については、別に定める。

(退学)

- 第 41 条 前条の退学処分は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく、出席が常でない者
 - (4) 秩序を乱し、本学の名誉を損ない、学生としての本分に反した者

第 12 章 準用規定

(準用)

- 第 42 条 本学則に規定のない事項については、富士大学学則を準用する。
- 2 この学則の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

第 13 章 改正

(改正)

- 第 43 条 本学則の改正については、学長が、改正案を作成して、理事会に提案し、理事会の決議によらなければならない。

2 本学則の改正案の提案は、学長以外の理事も行うことができる。

附 則

本学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 16 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成 19 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成 20 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成 24 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成 25 年 4 月 1 日改正し、施行する。

ただし、改正後の第 12 条は、平成 25 年度入学者から適用する。

附 則

本学則は、平成 26 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成 26 年 11 月 29 日改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 27 年 3 月 21 日改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 29 年 9 月 16 日および平成 30 年 3 月 21 日改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条に定める修了要件のうちの修得単位数に関し、平成 29 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成 31 年 3 月 21 日改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(別表改正)

附 則

本学則は、令和 2 年 12 月 19 日改正し、令和 3 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

本学則は、令和 3 年 3 月 20 日改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、令和 4 年 10 月 1 日および令和 4 年 12 月 17 日改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

**経済・経営システム研究科カリキュラム
(2023G～)**

【別表】 授業科目および単位数

区分	経済・経営システム研究科		修士(経済学)の学位取得要件				修士(経営学)の学位取得要件				
	授業科目	学期	単位数		配当年次	備考	単位数		配当年次	備考	
			必修	選択			必修	選択			
経済学系	ミクロ経済学特論Ⅰ	前		2	1・2	* 1		2	1・2		
	ミクロ経済学特論Ⅱ	後		2	1・2			2	1・2		
	マクロ経済学特論Ⅰ	前		2	1・2			2	1・2		
	マクロ経済学特論Ⅱ	後		2	1・2			2	1・2		
	経済学史特論	後		2	1・2			2	1・2		
	ミクロ経済政策特論	前		2	1・2			2	1・2		
	マクロ経済政策特論	後		2	1・2			2	1・2		
	公共経済学特論	前		2	1・2			2	1・2		
	ミクロ金融論特論	前		2	1・2			2	1・2		
	マクロ金融論特論	後		2	1・2			2	1・2		
	国際金融システム特論	前		2	1・2			2	1・2		
	計量経済学特論	前		2	1・2			2	1・2		
	文化経済学特論	前		1	1・2			1	1・2		
	環境・地域	環境経済学・政策学特論	前		2		1・2		2		1・2
		資源・エネルギー特論	後		2		1・2		2		1・2
		自然・人間系経済学特論	前		2		1・2		2		1・2
		地域産業特論	前		2		1・2		2		1・2
		六次産業化特論	後		1		1・2		1		1・2
	観光産業(ツーリズム)特論	後		1	1・2			1	1・2		
	経営学・会計学系	経営史特論	前		2		1・2				2
経営学古典講読特論		後		2	1・2		2		1・2		
経営組織特論		前		2	1・2		2		1・2		
人的資源管理特論		前		2	1・2		2		1・2		
イノベーション・マネジメント特論		後		2	1・2		2		1・2		
マーケティング特論		前		2	1・2		2		1・2		
企業財務特論		後		2	1・2		2		1・2		
経営戦略特論		前		2	1・2		2		1・2		
会計基準と分析特論		前		2	1・2		2		1・2		
現代会計の課題特論		後		2	1・2		2		1・2		
簿記原理特論		前		2	1・2		2		1・2		
財務会計特論		後		2	1・2		2		1・2		
原価計算特論		前		2	1・2		2		1・2		
管理会計特論		後		2	1・2		2		1・2		
会計監査特論		前		2	1・2		2		1・2		
財務諸表分析特論		後		2	1・2		2		1・2		
税務会計特論		前		2	1・2		2		1・2		
実証会計特論		後		2	1・2		2		1・2		
環境・地域		環境共生型農林業経営特論	後		2	1・2			2	1・2	
		環境・社会・企業統治特論	後		2	1・2			2	1・2	
	地域中小企業経営特論	後		2	1・2		2	1・2			

区分	経済・経営システム研究科		修士(経済学)の学位取得要件				修士(経営学)の学位取得要件			
	授業科目	学期	単位数		配当年次	備考	単位数		配当年次	備考
			必修	選択			必修	選択		
情報学系	情報科学特論	前		2	1・2			2	1・2	
	情報システム特論	後		2	1・2			2	1・2	
	人間情報学特論	後		2	1・2			2	1・2	
法学系	民法特論(総論)	前		2	1・2			2	1・2	
	民法特論(財産法)	後		2	1・2			2	1・2	
	会社法特論	前		2	1・2			2	1・2	
	租税基本原理特論	前		2	1・2			2	1・2	
	租税実体法特論	後		2	1・2			2	1・2	
演習	外国語文献講読Ⅰ	前		2	1・2			2	1・2	
	外国語文献講読Ⅱ	後		2	1・2			2	1・2	
	国際コミュニケーション演習	前		1	1・2			1	1・2	
	研究方法基礎演習(*3)	前・後	1		1		1		1	
	演習Ⅰ-①	前・後	2		1		2		1	
	演習Ⅰ-②	前・後	2		1		2		1	
	演習Ⅱ-①	前・後	2		2		2		2	
	演習Ⅱ-②	前・後	2		2		2		2	
総単位	総修得単位数		31単位以上				31単位以上			
研究	修士論文		研究指導を受けたうえ、修士論文を提出し審査に合格すること。							
	特定課題研究(*4)		研究指導を受けたうえ、研究の成果を提出し審査に合格すること。							
注) 必修科目9単位、選択必修科目12単位以上に加え、選択科目として10単位以上、合計31単位以上を履修し修得すること。 *1 修士(経済学)の学位取得を目指す者は、経済学系から12単位以上選択履修すること。(選択必修) *2 修士(経営学)の学位取得を目指す者は、経営学・会計学系から12単位以上選択履修すること。(選択必修) *3 入学後最初の学期に、必ず履修すること。 *4 研究科委員会が、当該課程の目的に応じ適当と認めた場合に限る。										

富士大学大学院履修規程

(目的)

- 第 1 条 この規程は、富士大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 7 条の規定に基づき、経済・経営システム研究科（以下「研究科」という。）の授業科目および研究指導の履修方法に関連する事項について定める。
- 2 本規程における用語については、大学院学則、富士大学学位規程等に定める用法に従うものとする。

(課程)

- 第 2 条 研究科の課程は、修士課程とする。

(専攻)

- 第 3 条 研究科に経済・経営学専攻を置く。

(教育方法)

- 第 4 条 研究科の教育は、次の各号に定める方法により行うものとする。
- (1) 授業科目の授業
 - (2) 修士論文の作成指導または特定の課題についての研究指導

(授業、授業科目)

- 第 5 条 1 年間の授業は試験、諸行事等を含め 35 週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

- 第 5 条の 2 各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、この期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(単位)

- 第 6 条 授業科目の種類、単位数および必修、選択必修の別は、大学院学則別表のとおりとする。

(研究指導教員)

- 第 7 条 演習Ⅰ、演習Ⅱおよび研究指導を行うため、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、学生ごとに 1 名の研究指導教員を決定する。
- 2 各学生への研究指導に資するため、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、担当研究指導教員以外の大学院担当教員を研究指導の副担当教員または補助教員と定めることができるものとする。

(履修登録)

- 第 8 条 学生は、各年度の初めに研究指導教員の承認を経て、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。ただし、年度途中で入学した学生の履修登録は、別に指定する期日までに行わなければならないものとする。

(試験)

- 第 9 条 授業科目に関する試験については、研究科委員会の意見を聴いて、学長が、その時期および方法を決定する。
- 2 受験資格の喪失および追試験については、富士大学履修規程第 24 条および第 25 条の規定を準用する。
- 3 受験心得については、富士大学履修規程第 30 条および第 31 条の規定を準用する。

(成績評価の実施者)

- 第 10 条 成績評価の実施者は、次のとおりとする。
- (1) 授業科目；授業科目の担当教員
 - (2) 修士論文または研究の成果（以下、併せて「論文等」という。）および最終試験；研究科委員会（学長の命による。）

(成績評価基準)

- 第 11 条 授業科目および修士論文または特定の課題の研究の成果の成績評価は、次のとおりとする。

(1) 授業科目

秀 (S)	90 点～ 100 点	合 格
優 (A)	80 点～ 89 点	
良 (B)	70 点～ 79 点	
可 (C)	60 点～ 69 点	
不可 (D)	59 点以下	不 合 格

(2) 修士論文または研究の成果

秀 (S)	90 点～ 100 点	合 格
優 (A)	80 点～ 89 点	
良 (B)	70 点～ 79 点	
不可 (D)	69 点以下	不 合 格

(単位認定)

第 12 条 授業科目の合格者に対しては、所定の単位を認定する。

(修士論文または研究の成果の提出)

第 13 条 学生は、指導教員の承認を得て、別に定める「提出要領」に基づき、論文等を研究科委員会に提出しなければならない。

(論文等の審査および最終試験)

第 14 条 論文等の審査および最終試験は、学長の命を受けた研究科委員会が、審査委員会を設けて実施する。

2 審査委員会の委員は、研究指導教員を主査とし、研究科委員会の意見を聴いて学長が選任する大学院担当教員 2 名を副査とする、計 3 名の委員をもって構成される。

3 論文等の審査および最終試験の結果に基づく学位授与の判定等については、富士大学学位規程による。

(改 廢)

第 15 条 この規程の改廢については、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

本規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規程は、平成 17 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成 20 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成 24 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成 25 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成 26 年 12 月 3 日改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規程は、平成 29 年 12 月 6 日改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規程は、令和元 (2019) 年 7 月 3 日改正し、平成 31 年 4 月 1 日に遡及して施行する。

附 則

本規程は、令和 5 年 10 月 4 日改正し、令和 5 年 4 月 1 日に遡及して施行する。

大学院入学者の授業科目の履修方法等に関する特則

富士大学大学院における次の者の授業科目の履修方法等について、富士大学大学院履修規程の特則を定める。

- (1) 修業年限3年以上を条件に入学を許可された留学生および特別社会人入試合格者
- (2) 富士大学大学院修了者で取得済の学位と異なる学位を取得するために入学した者

1 修業年限3年以上の「留学生および特別社会人入試合格者」の履修方法等について

(1) 修業年限3年以上の「留学生」の場合

ア 1年次の履修

- ① 学部の外国語科目「留学生のための日本語Ⅰ・Ⅱ」および「専門科目（講義科目）」を10科目以上履修し、単位を修得すること。
- ② 大学院の講義科目1科目を履修し、単位を修得すること。

イ 2年次の履修

- ① 「大学院カリキュラム」に基づく講義科目を履修し、単位を修得すること。
- ② 大学院の演習科目「演習Ⅰ」を履修し、単位を修得すること。

ウ 3年次以降の履修

- ① 「大学院カリキュラム」に基づく講義科目を履修し、単位を修得すること。
- ② 大学院の演習科目「演習Ⅱ」を履修し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文または研究の成果を提出し、論文等の審査および最終試験に合格すること。

(2) 修業年限3年以上の「特別社会人入試合格者」の場合

ア 1年次の履修

A 学部の「教養教育科目」および「専門科目（「専門演習Ⅰ」含む。）」を履修し、以下のとおり単位を修得すること。

- ① 高等学校卒業生：60単位以上
- ② 文部科学省告示に定める専修学校の専門課程（修業年限2年以上）の修了者：44単位以上
- ③ 短期大学卒業生：44単位以上
- ④ 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者：44単位以上

B 以下の試験・検定合格者については、次の単位を修得したとみなす。ただし、①～③が、重複する場合は、12単位を限度とする。

- ① 税理士試験1科目合格者：6単位
- ② 税理士試験2科目以上合格者：12単位
- ③ 日本商工会議所簿記検定1級合格者またこれに準じる簿記検定合格者：4単位

イ 2年次の履修

- ① 「大学院カリキュラム」に基づく講義科目を履修し、単位を修得すること。
- ② 大学院の演習科目「演習Ⅰ」を履修し、単位を修得すること。

ウ 3年次以降の履修

- ① 「大学院カリキュラム」に基づく講義科目を履修し、単位を修得すること。
- ② 大学院の演習科目「演習Ⅱ」を履修し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文または研究の成果を提出し、論文等の審査および最終試験に合格すること。

2 富士大学大学院修了者で取得済学位と異なる学位を取得するために入学した者に対する「授業科目の重複履修の許可」と「単位の修得」について

この場合、「過去に履修し単位修得済みの授業科目」であっても、重複履修を許可し、単位の修得を可とする。

3 この特則の改廃については、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

本特則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本特則は、平成24年4月1日改正し、施行する。

附 則

本特則は、平成26年1月8日改正し、施行する。

附 則

本特則は、平成26年12月3日改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本特則は、平成27年3月2日改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本特則は、平成 27 年 11 月 10 日改正し、施行する。

附 則

本特則は、平成 31 年 3 月 25 日改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本特則は、令和 4 年 1 月 12 日改正し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、「留学生のための日本語 I・II」および「教養教育科目」については、学部の授業科目名が令和 2 年 4 月 1 日から変更になったことにより、読替えて対応してきたものであるため、令和 2 年度入学生から適用する。

大学院入学前の既修得単位の認定に関する規則

(趣 旨)

第 1 条 富士大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 9 条の 2 に定める「入学前の既修得単位の認定」について、必要な事項を定める。

(認定対象)

第 2 条 本大学院入学前の既修得単位を本大学院入学後に修得したものと認定する対象は、次のとおりとする。ただし、認定する単位は、学校教育法第 102 条第 1 項の規定により大学院入学資格を有した後に修得した単位に限るものとする。

- (1) 本大学院の科目等履修生として修得した単位
- (2) 他の大学院の科目等履修生として修得した単位
- (3) 本大学院において修得した単位
- (4) 他の大学院において修得した単位

(認定基準)

第 3 条 前条第 1 号の本大学院の科目等履修生として修得した単位については、当該科目について単位を認定する。

2 前条第 2 号の他の大学院の科目等履修生として修得した単位については、本大学院で単位を認定する科目と合致する場合にのみ単位を認定する。合致するか否かの判定は、大学院研究科委員会が行い、学長が決定する。

3 前条第 3 号の本大学院において修得した単位については、当該科目について単位を認定する。なお、本大学院を修了した者については、本大学院の修了要件単位数を超えて修得した単位に限る。

4 前条第 4 号の他の大学院において修得した単位については、本大学院で単位を認定する科目と合致する場合にのみ単位を認定する。この場合、合致するか否かの判定は、大学院研究科委員会が行い、学長が決定する。なお、他の大学院を修了した者については、他の大学院の修士課程修了要件単位数を超えて修得した単位に限る。

5 第 2 項および第 4 項に基づき認定する単位数は、当該科目の授業時間数を考慮して決定するものとする。また、修得した単位を分割して複数科目の単位を認定することはできない。

(認定する単位数)

第 4 条 入学前の既修得単位を本大学院において修得したものと認定する単位数は、15 単位を超えないものとする。

2 前項の単位数と大学院学則第 9 条の 3 に規定する単位数は、合わせて 20 単位を超えないものとする。

(単位認定申請手続)

第 5 条 本大学院の授業科目の単位認定の場合は、5 月末日までに、「大学院入学前の既修得単位等に係る単位認定願」に、「成績単位修得証明書」を添付し申請する。

2 他の大学院の授業科目の単位認定の場合は、「大学院入学前の既修得単位等に係る単位認定願」に、「修士課程の修了要件」「成績単位修得証明書」「当該年度のカリキュラム表」および「既修得単位に係る授業科目のシラバス」を添付し申請する。

3 認定の可否については、申請者に通知する。不認定の場合には、履修科目の追加登録を行う。

(修業年限の特例)

第 6 条 大学院学則第 2 条第 3 項の定めに従い、本大学院に 1 年間在学したものとみなす場合は、本大学院入学前に修得した単位数および修得に要した期間等を勘案するのみならず、履修した授業科目の専門性、本大学院の教育課程における位置付けについても、十分に検討しなければならない。

2 本大学院は、2 年間の研究指導により修士論文の作成を行うものであるため、1 年間の研究指導で足りるものであるか否かについて、入学前の研究指導との継続性を踏まえ、研究指導教員の許可を得なければならない。

(改 廃)

第 7 条 この規則の改廃については、研究科委員会が案を作成し、学長が決定する。

附 則

この規則は、令和 2 年 12 月 19 日制定し、令和 3 年 1 月 12 日から施行する。なお、この規則の制定に伴い、「入学前の既修得単位の認定基準」を廃止する。

他の大学院における授業科目の履修等に関する規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、富士大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 9 条の 3 に定める「他の大学院における授業科目の履修等」について必要な事項を定める。

(他の大学院における修得単位の認定)

第 2 条 本大学院の学生が、他の大学院において、次の何れかの方法により単位を修得した場合は、本大学院における授業科目の履修による単位修得とみなし、単位を認定する。なお、本大学院入学前に修得した単位については、「大学院入学前の既修得単位の認定」による。

(1) 他の大学院の科目等履修生として修得した単位（要事前届出）

(2) 大学間協定、コンソーシアム等の取決めに基づき本大学院と他の大学院との間で単位互換の定めがある場合

(3) 他の大学院で修得した単位を本大学院で修得したとみなすことが、本大学院の教育上有益であると、学長が特別に認めた場合（この場合は、認定を希望する学生が、事前に、他の大学院で履修する身分、履修する理由、本大学院の教育上有益であるとする理由等を記載した申請書（様式任意）を提出し、許可を得なければならない。）

2 前項各号による単位の認定を希望する場合は、別紙「他の大学院における修得単位等に係る単位認定願」を提出する。

(修得単位の認定)

第 3 条 本大学院の学生が他の大学院において修得した単位については、本大学院で単位を認定する科目と合致する場合にのみ単位を認定する。この場合、合致するか否かの判定は、カリキュラム、シラバス等に基づき、大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が行い、学長が決定する。

2 前項に基づき認定する単位数は、当該科目の授業時間数を考慮して決定するものとする。また、1 科目で修得した単位を分割して複数科目の単位を認定することはできない。

3 本大学院の本制度に基づき学生が認定を受けられる単位数は、15 単位を超えないものとする。また、大学院学則第 9 条の 2 に定める「入学前の既修得単位の認定」と合わせて 20 単位を超えないものとする。

4 必修科目である「演習Ⅰ」および「演習Ⅱ」については、他の大学院での履修の有無にかかわらず、認定の対象外とする。

(改 廃)

第 4 条 この規則の改廃については、研究科委員会が案を作成し、学長が決定する。

附 則

この規則は、令和 2 年 12 月 19 日制定し、令和 3 年 1 月 12 日から施行する。

大学院生の学部講義受講内規

- 第 1 条 大学院生が、学部の授業を聴講する場合は無料とする。
- 第 2 条 大学院生が、学部の授業を受講し単位を修得する場合は、次のとおりとする。(修業年限3年の「留学生・特別社会人入試合格者」は除く)
- | | |
|--------------|--------|
| 本学卒業生・・・1単位 | 1,000円 |
| 他大学卒業生・・・1単位 | 2,000円 |
- 第 3 条 聴講の場合も単位修得の場合も、受講科目を「大学院生用学部講義受講願」に記入し、研究指導教員の署名捺印のうえ、履修登録時に教務部へ提出すること。
- 第 4 条 教員免許の取得を希望する場合は、教職履修料(30,000円)と教育実習費(20,000円)は、別途徴収する。

附 則

本内規は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本内規は、平成17年4月10日改正し、施行する。

附 則

本内規は、平成20年4月1日改正し、施行する。

附 則

本内規は、平成24年4月1日改正し、施行する。

富士大学大学院長期履修学生規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、富士大学大学院（以下「大学院」という。）に入学した者が、職業を有している等の事情により、標準修業年限（2年）を超えて一定期間計画的にカリキュラムを履修することができるように、長期の履修を認める学生（以下「長期履修学生」という。）について必要な事項を定める。

(申請資格)

第 2 条 長期履修の申請ができる者は、大学院の入学手続者および在学生のうち、次の各号のいずれかに該当するために標準修業年限で修了することが困難な場合とする。

- (1) 有職者（正規雇用以外の者を含む。）
- (2) 家事・育児・介護等の従事者
- (3) その他大学院研究科委員会が適当と認める者

(履修期間)

第 3 条 長期履修学生の履修期間は、入学時から起算して3年または4年間とする。ただし、休学期間は、当該履修期間には算入しないこととする。

(履修登録の制限)

第 4 条 長期履修学生が、1年間に履修登録することができる単位数の上限は、年間16単位とする。ただし、履修登録の上限とする単位数には、演習の単位数を含まないものとする。

(申請手続)

第 5 条 長期履修制度の適用を希望する者は、適用が開始される年の4月末日（その日が休業日のときは、休業日の翌日）までに、長期履修申請願を教務部に提出しなければならない。

(履修期間の短縮)

第 6 条 長期履修学生が、履修期間の短縮を希望する場合は、研究指導教員の承認を得て、短縮の適用を受ける前年度の4月末日（その日が休業日のときは、休業日の翌日）までに、長期履修短縮申請願を教務部に提出しなければならない。

(許 可)

第 7 条 前二条の申請に対しては、研究科委員会の意見を聴いて、学長がこれを許可する。

(学納金)

第 8 条 長期履修学生として許可された者は、通常の学生が標準修業年限で支払う学費を2年次まで支払うものとする。ただし、標準年限を超える分については、学費のうち授業料を免除し、施設設備費等授業料以外の学費は通常どおり支払うものとする。

(後期入学者の取扱い)

第 8 条の 2 後期入学の長期履修学生については、長期履修の開始時を後期入学時とするほか、前八条を準用する。なお、期日が定められている場合は、別に指定する。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、研究科委員会の意見を聴いて、学長が別に定める。

(改 廃)

第 10 条 この規程の改廃については、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

本規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成24年4月1日改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成26年12月3日改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成 29 年 12 月 6 日改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

富士大学大学院における修了の特例に関する規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、富士大学大学院学則第 2 条第 2 項ただし書きに定める 1 年で修了することができる特例（以下「早期修了」という。）について、必要な事項を定める。

(対象院生)

第 2 条 早期修了の対象となる院生は、富士大学大学院（以下、単に「大学院」という。）に 1 年以上在学し、特に優れた業績を上げたと認められた者とする。なお、他の大学院から転学した院生は対象外とする。

- 2 前項における「特に優れた業績を上げた者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 大学院で履修したすべての科目の成績評価が 95 点以上であり、かつ、修士論文の成績評価が 97 点以上である者。
 - (2) 研究業績が極めて顕著であり、その論文が外部の権威ある研究機関等により高い評価を得た者。
- なお、いずれの場合も、1 年修了時点で、大学院の修了要件を充たしていなければならない。

(早期修了候補者)

第 3 条 早期修了者は、1 年間で修了に必要な要件のすべてを充たさなければならないことから、早期修了候補者として認定されることが必要となる。

- 2 早期修了候補者として認定されるための要件は、次のとおりとする。
 - (1) 研究指導教員から、優秀であると認められること。
 - (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ① 大学院に入学した年に大学を卒業した者；大学での学業成績が全優であること（秀の成績評価がある場合は、経済・経営・会計・法律系の専門科目について、全秀であること）。
 - ② その他の者；大学院で専攻する領域について、過去 3 年以内に学会発表や専門誌への論文掲載があり、その内容が秀逸であると認められること。
- 3 前項の要件を充たす者は、入学年の 4 月 20 日までに、早期修了候補者の申請をすることができる。

(早期修了候補者の認定)

第 4 条 前条により早期修了候補者の申請があった場合は、学長の命を受けた研究科委員会で審査を行う。

- 2 研究科委員会は、前条の基準に基づいて審査を行い、4 月末日までに、早期修了候補者に認定するか否かを決定し、その結果を学長に報告する。
- 3 学長は、前項の報告に基づき、早期修了候補者を決定する。

(早期修了候補者の義務)

第 5 条 早期修了候補者は、1 年次において、以下の各号の義務を負う。

- (1) 修了に必要な 31 単位以上を修得するための授業科目を履修すること。
- (2) 「演習Ⅰ」および「演習Ⅱ」を履修し、研究指導教員の研究指導を受けること。
- (3) 修士論文を作成し提出すること。

(修了の認定)

第 6 条 研究科委員会は、早期修了候補者が、次の要件を充たすか否かを審査し、その結果を学長に報告する。

- (1) 第 2 条第 2 項 (1) 該当者；次のいずれをも充たすこと。
 - ① 修了に必要な 31 単位以上を修得し、履修したすべての科目の成績評価が 95 点以上であること。
 - ② 修士論文の成績評価が 97 点以上であること。
 - (2) 第 2 条第 2 項 (2) 該当者；次のいずれをも充たすこと。
 - ① 作成した論文が外部の権威ある研究機関等により高い評価を得たこと。
 - ② 修了に必要な 31 単位以上を修得したこと。
 - ③ 修士論文の審査および最終試験に合格したこと。
- 2 学長は、前項の報告に基づき、修了の認定の可否を決定する。

(早期修了非認定の場合)

第 7 条 早期修了候補者が、早期修了の認定を得られなかった場合は、大学院で 2 年目の履修を行うものとする。

(後期入学者の取扱い)

第 8 条 後期入学者の修了の特例については、「1年以上在学」を入学した年度の後期から翌年度の前期までの在学と読替え、前七条を準用して取扱うものとする。なお、期日が定められている場合は、別に指定する。

(改 廃)

第 9 条 この規則の改廃については、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 12 月 3 日改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 12 月 6 日改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 12 日改正し、施行する。

富士大学大学院修士論文または研究の成果の提出要項

(趣 旨)

第 1 条 この要項は、富士大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）および富士大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、修士論文または研究の成果（以下「論文等」という。）の提出等に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究計画書の提出)

第 2 条 論文等提出者は、研究計画書を作成し、2年次の初めに、研究指導教員を通じて研究科委員会の承認を得なければならない。

2 研究計画書は、原則として以下の項目を含むものとする。

- (1) 論文等の題目
- (2) 論文等の概要
- (3) 論文等の構成
- (4) 主たる文献
- (5) 研究指導教員の所見および承認印

(論文等発表会)

第 3 条 論文等発表会（以下「発表会」という。）は、5月と10月の2回実施する。なお、論文等提出者は、2回とも発表会において発表を行わなければならない。また、発表に先立って、研究指導教員に論文等の要旨1通を提出し、承認を得なければならない。

(論文等審査料)

第 4 条 大学院学則第 27 条に定める論文等審査料は、10,000 円とする。

2 一度納めた論文等審査料は、論文等審査に不合格であっても、理由の如何にかかわらず返還しない。

(論文等の提出)

第 5 条 学位規程第 5 条第 2 項に定める論文等の提出期日は、1月中旬の指定された日の午後5時までとする。

2 第 3 項第 1 号に定める「論文等審査願」は、別紙のとおりとする。

3 提出窓口は、教務部とする。

(最終試験成績評価)

第 6 条 審査委員は、論文等の最終試験を終了したときは、別紙「論文等最終試験成績評価票」を研究科委員会に提出しなければならない。

(論文等作成スケジュール)

第 7 条 論文等は次のスケジュールにより、研究指導教員のもとで作成し進めること。

- (1) 4月初め：ガイダンス（論文等の作成、論文等発表会の説明）
- (2) 4月下旬：論文等のテーマ決定、研究計画書の提出
- (3) 5月中旬：第1回論文等発表会
- (4) 10月中旬：第2回論文等発表会
- (5) 1月中旬：論文等提出締切り（午後5時まで）
- (6) 1月末日：論文等審査終了
- (7) 2月上旬：最終試験（口頭試問）
- (8) 3月上旬：最終試験合否発表

(後期入学者の取扱い)

第 8 条 後期入学者については、第 5 条に定める提出期日および第 7 条に定めるスケジュールに関し別途指定するものとする。

附 則

本要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要項は、平成 24 年 12 月 5 日改正し、施行する。

附 則

本要項は、平成 29 年 12 月 6 日改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要項は、令和 5 年 12 月 6 日改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

富士大学大学院修士論文作成・提出方法等について

1 修士論文の体裁

- 1) 修士論文は、論文とその写し2部の合計3部を作成する。
- 2) 論文要旨を800字程度ワープロ（欧文は500ワード程度）で3部作成する。
- 3) 論文要旨、論文本体の順で重ねた各3部を、A4サイズのファイル（穴無し：Z式レバーファイル）に各々とじる。
- 4) ファイルの表に①（西暦）年度 修士論文、②題目、③学籍番号、④氏名、⑤研究指導教員名を記した表紙を貼る。
- 5) 題目は、研究科委員会で承認されたものと同一でなくてはならない。ただし副題を付加することができる。
- 6) 論文原稿はワープロで作成する。用紙はA4の大きさを縦置きとし、余白は上下左右各3cm前後をとり横書き片面（または両面）印刷とする。文字は明朝体12ポイント以上、1頁の文字数は35字×28行程度とする。欧文原稿は原則として、文字はTimes New Romanで12ポイント以上、1頁の文字数は半角文字で1行70字×36行程度とする。
- 7) 論文本体の字数は、400字原稿換算で100枚程度とし、欧文原稿は上の規格で30枚程度とする。ただし、研究指導教員の指示によってはこのかぎりではない。（※英語での執筆可）
- 8) 論文本体は、通して頁付けをする。

2 修士論文執筆要領

以下は「富士大学紀要投稿規程」を参考としている。また、詳細については研究指導教員と相談すること。

I 引用文献の表記と注記号

1. 引用文献

引用文献の記載要領は、原則として次の通りとする。ただし以下の記載要領に加え、3. にあげる表記法も認められる。

(1) 和文

(i) 単行本

著者名（出版年：数字のみ）『書名』出版社名，引用ページの順。

例：速水祐次郎（1995）『開発経済学 ——諸国民の貧困と富——』創文社，pp.34-36。

* 翻訳書の場合：原書，翻訳書（記載方法は欧文篇による）の順とし，引用ページは翻訳書のページ数を記入する。

例：Grossman, G.M., and Helpman, E. (1991). *Innovation and Growth in the Global Economy*. Cambridge: MIT Press. (大住圭介監訳 [1988] 『イノベーションと内生的経済成長 ——グローバル経済における理論分析——』創文社，p.160)

(ii) 単行本所収の論文

論文著者名（出版年：数字のみ）「論文名」本執筆者名『書名』出版社名，引用ページの順。

例：大山道広（1999）「市場構造・国際貿易・経済厚生」岡田章他編『現代経済学の潮流1999』東洋経済新報社，p.150。

(iii) 雑誌所収の論文

著者名（出版年：数字のみ）「論文名」『所収雑誌名』（発行所）巻号，引用ページの順。

例：太田一郎（1954）「経済成長と外国貿易 ——戦後日本における——」『経済学論誌』（太平洋大学）第31巻第2・3号，1954年6月，pp.52-53。

（合併号は，第2，3巻ではなく，第2・3巻とする。同一タイトルにて（1）（2）というように続くものは，第31巻第5号；同第6号，1973年9月；1974年2月，というように表記する）

(iv) インターネット

インターネット上の論文を参照した場合の表記は，著者名，（掲載年）「タイトル」，定期刊行物名，巻号，引用ページ，アクセス日付，URLの順とする。

例：Ho, Corrinne and McCauley, Robert N. (2003). Living with flexible exchange rates: issues and recent experience in inflation targeting emerging market economies. *BIS Working Papers*, No.130, p.70. March 5, 2003 アクセス，<http://www.bis.org/publ/work130.pdf>.

ウェブサイトを参照した場合の表記は，標準として著者名（組織名）（掲載年：ない場合はn.d.）「ウェブページ・タイトル」アクセス日付，掲載者名ウェブサイトより，URLの順とする。

例：日本国外務省（n.d.）「EU加盟国と地図」2002年12月6日アクセス，外務省ウェブサイトより，<http://www.mofa.gt.jp/mofaj/area/eu/data.html>.

(2) 欧文（英語による例）

(i) 単行本

著者名<ファミリーネーム, ファーストネーム> (出版年:数字のみ). 書名<イタリック体>. 出版地:発行所, 引用ページの順.

例: Grossman, G.M., and Helpman, E. (1991). *Innovation and Growth in the Global Economy*. Cambridge: MIT Press, pp.156-160.

(ii) 単行本所収の論文

著者名<ファミリーネーム, ファーストネーム> (出版年:数字のみ). 論文名. In 本の執筆者名, 書名<イタリック体>. 出版地:発行所, 引用ページの順.

例: Metcalf, J. (1998). The Diffusion of Innovation: An Interpretative Survey. In Dosi, G., et al., *Technical Change and Economic Theory*. London: Pinter Publishers, pp.24-26.

(iii) 雑誌所収の論文

著者名<ファミリーネーム, ファーストネーム> (出版年:数字のみ), 論文名. 所収雑誌名<イタリック体>, 巻号, 発行年, 引用ページの順.

例: Sollow, R. (1956). A Contribution to the Theory of Economic Growth. *Quarterly Journal of Economics*. Cambridge, Mass.: Harvard University, Vol. 3, No. 2, 1936 (1st ed), p.208.

(iv) (i) ~ (iii) のうち, 出版地は慣例により省略してもよい.

(3) 引用文献の略記

(i) 前出の文献の繰り返しは,

和文では, 編著者名 (姓のみ), 前掲書, p.〇〇.

著者名 (姓のみ), 前掲論文, p.〇〇.

欧文では, 編著者名 (姓のみ), op.cit., p.〇〇.

同一著者の異なる文献の繰り返しは, 編著者名 (姓のみ) (または著者名 [姓のみ]) (2003a), 前掲書 (または前掲論文), p.〇〇. のように, a, b, c, …をつけて区別する.

インターネットの場合は, 著者名 (または組織名), 前掲ウェブサイト (またはウェブページ).

*ウェブサイトはウェブページの全体を指す場合に使用されるので, 本に準じると見なし, ウェブページは特定のページを指す場合に使用されるので, 論文に準じると見なす.

(ii) 直前の文献の繰り返しは,

和文は, 同上, p.〇〇.

欧文は, Ibid., p.〇〇.

(iii) 複数ページの引用は, pp.〇〇-〇〇と書く. (pp.は小文字, pp.〇〇-〇〇のつなぎ記号はハイフンである)

(iv) 本文の末尾に参考文献をまとめる場合の著者名の表記は Keynes, (姓) J.M. (名) とする. 文献一覧に番号を付けるときは, [1] [2] のようにする.

2. 注と注記号

(1) 注

本文の補足のための注, 引用文献の注は文末脚注とし, 文末に印刷する. 注記の原稿はまとめて本文の後に添付する.

(2) 注記号

注記号は該当個所の末尾に¹⁾, ²⁾ …のように示す.

3. その他の文献表記要領

脚注, 参考文献における文献表記については, 以下の (1), (2) の表記法も認められる.

(1) 参考文献を掲載し, 脚注における表記を省略する場合

著者名 (姓のみ) (出版年:数字のみ), 引用ページ. (和書, 洋書とも). なお, この場合, 「前掲」や「同上」の表記は用いない.

例: 田中 (1994a), p.7.

BIS (2001c), pp.87-88. (pp.は小文字, pp.〇〇-〇〇のつなぎ記号はハイフンである)

参考文献一覧は必ず付け, ここで著者名, 書名を略さず載せる. 文献表記は, 原稿作成要領に同じ.

(2) その他の表記法 (和文)

(i) 単行本

著者名『書名』(出版社名, 版表示, 出版年:数字のみ) 引用ページの順.

例: 速水佑次郎『開発経済学 ——諸国民の貧困と富——』(創文社, 第2版, 1995) 34頁.

(ii) 単行本所収の論文

著者名「論文名」本執筆者名『書名』引用ページ (出版社名, 出版年:数字のみ) の順.

例: 大山道広「市場構造・国際貿易・経済厚生」岡田章他編『現代経済学の潮流 1999』150頁 (東洋経済新報社, 1999).

(iii) 雑誌所収の論文

著者名「論文名」所収雑誌名，巻号（出版年：数字のみ）引用ページの順。

例：福田耕治「EC固有財源導入と欧州議会の予算決定権拡大 ——第1次予算条約を巡る問題——」
同志社法学，第163号，（1980）52 - 53頁。

(iv) 引用文献の略記

前出の文献の繰り返しは，著者名（姓のみ）・前掲注（28）〇〇頁

複数ページの引用は，〇〇-〇〇頁と書く。（〇〇-〇〇）頁のつなぎ記号はハイフンである）

II 表・図・写真

1. 同一データを表と図で示すことは原則として避ける。
2. 表・図・写真を他の著者から引用する場合は，必ず出典を明示する。著作権のある場合は使用許可を取り，その旨を明記する。
3. 表
 - (1) 表は，なるべく Excel やロータス 123 等のソフトを用いて作成したものを用いる。
 - (2) 用紙は本文と同規程の集計用紙（欧文は白紙）を用い，1表ごとに別紙に作成する。
 - (3) 表題は表の上につける。
 - (4) 表の番号は第1表，第2表（欧文では Table 1, Table 2）と通し番号をつける。
 - (5) 表中のある個所を説明するときは，その右肩に _h1,2)\ /…の記号をつける。
4. 表の説明
表の説明は，表のすぐ下の左に寄せて書く，説明文が長くなって当該ページで書ききれないときは，2枚目の用紙に，矢印や第1表の続き（欧文では Table 1 - continued）と示して続ける。
5. 図
 - (1) 図原稿は原則として完成図（そのまま製版できるもの）とする。パソコンやワープロによる出力図形が望ましい。
 - (2) 図の表題は必要に応じて，図の下につける。
 - (3) 図の番号は，図・写真をいっしょにして第1図，第2図（欧文では Figure 1, Figure 2…）と通し番号をつける。

III 表記上の注意

1. 本文中での外来語は原則としてカタカナ書きとする。
2. 外国語表記が慣用されているものは，その活字体を指定するか，または入力をする。
3. 本文中は「SL」などのような不明瞭な略語，略記の使用は避ける。

富士大学大学院特定課題作成・提出方法等について

1. 特定課題の体裁

- 1) 特定課題は、課題とその写し2部の合計3部を作成する。
- 2) 課題要旨を800字程度（欧文は500ワード）で3部を作成する。
- 3) 課題要旨、課題本体の順で重ねた各3部をA4サイズでファイルに各々とじる。
- 4) ①（西暦）年度、②題目、③氏名、④学籍番号、⑤研究指導教員名を記入した白紙を各ファイルの表紙に貼る。
- 5) 題目は研究科委員会で承認されたものと同一でなくてはならない。
- 6) 課題原稿はワープロで作成する。用紙はA4の大きさを縦置きとし、余白は上下左右各3cm前後をとり横書き片面（または両面）印刷とする。文字は明朝体12ポイント以上、1頁の文字数は35字×28行程度とする。欧文原稿は原則として、文字はTimes New Roman12ポイント以上、1頁の文字数は半角文字で1行70字×36行程度とする。
- 7) 課題本体の字数は、400字原稿換算で50枚程度とし、欧文原稿は上の規格で15枚程度とする。ただし、研究指導教員の指示によってはこのかぎりではない。（※英語での執筆可）
- 8) 論文本体は、通しで頁付けをする。

富士大学学位規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）、富士大学学則（以下「学則」という。）第 18 条および富士大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 15 条に基づき、富士大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学 位)

第 2 条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

経済学部	経済学科	学士（経済学）
	経営法学科	学士（経営法学）
	経営情報学科	学士（経営情報学）
大学院	経済・経営システム研究科	修士（経済学）
	経済・経営学専攻	修士（経営学）

ただし、学士（経営情報学）の学位の授与は、平成 27 年度入学生をもって終了とする。

(学士の学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、学則の定めるところにより、本学を卒業した者に対し授与するものとする。

(修士の学位授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、大学院学則の定めるところにより、大学院に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士課程の目的に応じ、修士論文を提出して、その審査および最終試験に合格した者に授与するものとする。ただし、優れた業績を上げた者についての在学期間は、1 年以上の在学で足りるものとする。

2 学長が、研究科委員会の意見を聴いて、修士課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果（以下「研究の成果」という。）の審査をもって、前項の修士論文の審査に代えることができる。

(修士論文または研究の成果の提出)

第 5 条 修士論文または研究の成果（以下「論文等」という。）を提出しようとする者は、修士課程 2 年次の初めにおいて、修士論文または特定の課題の題目および研究計画を、研究指導教員を通じて、研究科委員会に提出して、承認を受けなければならない。

2 論文等は、在学期間中の所定の期日までに提出しなければならない。

3 論文等の提出は、次の各号の書類を研究科委員会に提出することにより行うものとする。

- (1) 論文等の審査願
- (2) 論文等およびその要旨
- (3) 前号の書類の写し各 2 部

(審査委員会)

第 6 条 研究科委員会は、学長の命を受け、審査委員会を設けて、論文等の審査および最終試験を行うものとする。

2 審査委員会の委員は、研究指導教員を主査とし、研究科委員会の意見を聴いて学長が選任する大学院担当教員 2 名を副査とする、計 3 名の委員をもって構成する。

3 前項の規定にかかわらず、論文等の審査および最終試験に当たって必要があるときは、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、大学院担当教員に代え、本学または他大学の教員を副査とすることができる。

(最終試験)

第 7 条 最終試験は、論文等の審査終了後に、論文等を提出した者に対し、当該論文等を中心として関連のある科目および専門分野等について口頭試問の方法により行うものとする。

(審査の終了)

第 8 条 論文等の審査および最終試験は、論文等提出者の在学期間中の所定の期日までに終了するものとする。

(審査委員会の報告)

第 9 条 審査委員会は、論文等の審査および最終試験の合否結果を、研究科委員会に報告するものとする。

(学位授与の判定)

第 10 条 研究科委員会は、在学期間、単位の修得状況および前条の合否結果報告に基づき、修士の学位の授与の可否について判定を行う。

2 修士の学位の授与を可とする判定については、研究科委員会の構成員総数の過半数の賛成がなければならない。

(学長の決定)

第 11 条 研究科長は、研究科委員会における修士の学位の授与の可否判定の結果について、学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位授与の可否を決定する。

(学位の授与)

第 12 条 学長は、第 3 条の規定に基づき、卒業証書・学位記を交付して学士の学位を授与する。

2 学長は、前条第 2 項の決定に基づき、修士の学位の授与を可とした者に対し、学位記を交付して修士の学位を授与する。

(学位の名称)

第 13 条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「富士大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第 14 条 学士の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、またはその名誉を汚す行為があったときは、学長は、教授会の意見を聴いて、学位の授与を取り消し、卒業証書・学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 修士の学位を授与された者について、前項と同様の事実があったときは、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記の様式)

第 15 条 学位記の様式は、別記様式 1 および様式 2 のとおりとする。

(改 廢)

第 16 条 この規程の改廢については、教授会および研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

本規程は、平成 15 年 9 月 17 日から施行する。

附 則

本規程は、平成 24 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成 27 年 1 月 14 日改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規程は、平成 27 年 12 月 2 日改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成 31 年 3 月 20 日改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

様式1

第12条第1項の規定により授与する卒業証書・学位記の様式（学士の場合）

第〇〇〇号	令和 年 月 日	富士大学長	印	卒業証書・学位記	本籍	氏名	年 月 日生
				学士（〇〇〇）の学位を授与する			
				本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め			

様式2

第12条第2項の規定により授与する学位記の様式（修士の場合）

第〇〇〇号	令和 年 月 日	富士大学長	印	学位記	本籍	氏名	年 月 日生
				修士（〇〇〇）の学位を授与する			
				本学大学院 経済・経営システム研究科を修了したので			

富士大学大学院科目等履修生規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、富士大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 28 条の規定に基づき、科目等履修生に関して必要な事項を定める。

(出願資格)

第 2 条 科目等履修生として出願できる者は、学校教育法第 102 条に該当する者とする。

(出 願)

第 3 条 科目等履修生として授業科目の履修を希望する者は、次の書類に選考料を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 願書（本学所定のもの）
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の成績証明書（または資格証明書）
- (4) 健康診断書
- (5) 写真（3か月以内に撮影したもの）
- (6) 戸籍抄本
- (7) その他本大学院が必要と認める書類

(履修許可)

第 4 条 前条の出願があった者に対して、大学院の授業および研究に支障のない限り、研究科委員会の意見を聴いて選考のうえ、学長が履修を許可する。

(授業料等)

第 5 条 科目等履修生として履修を許可された者は、所定の期日までに授業料等を納入しなければならない。

2 諸納入金は、次のとおりとする。

選考料 13,000 円

登録料 25,000 円

授業料 10,000 円（1 単位につき）

3 一度納めた選考料、登録料および授業料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(履修開始時期)

第 6 条 科目等履修生の履修は、学期の初めからとする。

(履修期間)

第 7 条 科目等履修生の履修期間は、原則として、各学期とする。

2 科目等履修生が履修期間の延長を希望するときは、所定の期日までに所定の書類を提出し、学長の許可を得なければならない。この場合、学長は、研究科委員会の意見を聴くものとする。

3 複数学期にわたり科目等履修生として履修を許可された場合、納入した選考料、登録料は 2 年間有効とする。

(履修制限)

第 8 条 科目等履修生が履修できる単位数は、次のとおりとする。

(1) 1 学期に 8 単位以内。

(2) 研究科と学部の科目を同時に履修する場合、1 学期に 20 単位以内。

(単位の授与)

第 9 条 科目等履修生は、履修した科目について所定の試験を受けることができ、試験に合格した者には、所定の単位が与えられる。

2 前項の規定により単位を修得した者には、単位修得証明書を交付する。

(科目等履修生証)

第 10 条 科目等履修生は科目等履修生証の交付を受け、学内においては常に携帯しなければならない。

(履修許可の取消)

第 11 条 科目等履修生が本大学院の諸規程その他学内の諸規則に違反し、または病気、その他の理由により、履修の見込みがないと認められたときは、履修の許可を取り消す。

(科目等履修留学生)

第 12 条 外国人についても、本大学院の科目等履修生となることができる。この者を、科目等履修留学生と称する。

2 科目等履修留学生に関する特則は、別に定める。

(準 用)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生について必要な事項は、富士大学学則および大学院学則に定める諸規定を準用する。

(改 廃)

第 14 条 この規程の改廃については、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 2 月 18 日改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 12 月 3 日改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 12 月 6 日改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

富士大学大学院科目等履修留学生に関する特則

(趣 旨)

第 1 条 この特則は、富士大学大学院科目等履修生規程（以下「院科目等履修生規程」という。）第 12 条に定める科目等履修留学生についての特則を定める。

(出願資格)

第 2 条 科目等履修留学生として出願することのできる者は、次の第 1 号または第 2 号に該当し、かつ、第 3 号、第 4 号または第 5 号に該当する者とする。

- (1) 外国において 16 年の学校教育を修了した者、またはこれに準ずる者で、文部科学大臣が指定した者
- (2) 日本において大学を卒業した者、またはこれと同等以上の学力があると認められた者
- (3) 日本国際教育支援協会または国際交流基金において実施する当該年度の「日本語能力検定試験（2 級以上）」を受験する者
- (4) 富士大学と協定を締結している学校長の「日本語能力検定試験（1 級）または（2 級）と同等の能力を有する」旨の証明がある者
- (5) 富士大学と協定を締結している学校長の「当該学生が大学院科目等履修生としての能力を有する」旨の推薦書がある者

(履修許可)

第 3 条 履修の許可については、院科目等履修生規程第 4 条に準ずる。

(授業料等)

第 4 条 授業料等については、諸納入金を除き、院科目等履修生規程第 5 条に準ずる。

2 諸納入金は、次のとおりとする。

選考料	6,500 円
登録料	12,500 円
授業料	5,000 円（1 単位につき）

(履修期間)

第 5 条 履修期間は、原則として、各学期とする。

2 履修期間は、最長 4 学期までとする。

(準 用)

第 6 条 この特則に定めるもののほか、科目等履修留学生について必要な事項は、院科目等履修生規程の定めに準ずる。

(改 廃)

第 7 条 この特則の改廃については、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

この特則は、平成 26 年 2 月 18 日制定、施行する。

附 則

この特則は、平成 26 年 12 月 3 日改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この特則は、平成 29 年 12 月 6 日改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

富士大学大学院聴講生規程

(趣 旨)

第 1 条 富士大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 29 条に基づく聴講生として、本大学院の科目を聴講しようとする者は、この規程によるものとする。

(入学資格)

第 2 条 聴講生として出願することのできる者は、大学院学則第 16 条の各号の一に該当するものとする。

(聴講の出願)

第 3 条 聴講を希望する者は、次の書類に選考料を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 聴講生願書（本大学院所定のもの）
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の成績証明書（または資格証明書）
- (4) 健康診断書
- (5) 写真（3か月以内に撮影したもの）
- (6) 戸籍抄本
- (7) その他本大学院が必要と認める書類

(聴講の許可)

第 4 条 前条の出願があった者に対して、大学院の授業および研究に支障のない限り、研究科委員会の意見を聴いて選考のうえ、学長が聴講を許可する。

(聴講料等)

第 5 条 聴講生として聴講許可された者は、所定の期日までに聴講料等を納入しなければならない。

- 2 諸納入金は、次のとおりとする。
選考料 25,000 円
聴講料 10,000 円（1 単位につき）
- 3 一度納めた選考料および聴講料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(聴講期間)

第 6 条 聴講生の聴講期間は、原則として、各学期とする。

- 2 聴講生が延長を希望するときは、所定の期日までに所定の書類を提出し、学長の許可を得なければならない。この場合、学長は、研究科委員会の意見を聴くものとする。
- 3 複数学期にわたり聴講生として連続して聴講を許可された場合、納入した選考料は 2 年間有効とする。

(聴講制限)

第 7 条 聴講生が聴講できる授業科目の単位数は、1 学期に 10 単位を超えることができない。

(証明書)

第 8 条 聴講生が、聴講した科目について所定の試験を受けることができる。

- 2 前項の試験に合格した者には、願い出により聴講証明書を発行する。ただし、聴講により単位の認定を受けることはできない。

(聴講生証)

第 9 条 聴講生は、聴講生証の交付を受け、学内においては常に携帯しなければならない。

(聴講許可の取消)

第 10 条 聴講生が本大学院の諸規程その他学内の諸規則に違反し、または病気、その他の理由により、聴講の見込みがないと認められたときは、聴講の許可を取り消す。

(聴講留学生)

第 10 条の 2 外国人についても、本大学院の聴講生となることができる。この者を、聴講留学生と称する。

- 2 聴講留学生に関する特則は、別に定める。

(準 用)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、聴講生について必要な事項は、富士大学学則および大学院学則に定める諸規定を準用する。

(改 廢)

第 12 条 この規程の改廢については、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

本規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規程は、平成 24 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成 26 年 12 月 3 日改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規程は、平成 29 年 12 月 6 日改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

富士大学大学院聴講留学生に関する特則

(趣 旨)

第 1 条 この特則は、富士大学大学院聴講生規程（以下「院聴講生規程」という。）第 10 条の 2 に定める聴講留学生についての特則を定める。

(出願の資格)

第 2 条 聴講留学生として出願することのできる者は、次の第 1 号または第 2 号に該当し、かつ、第 3 号または第 4 号に該当する者とする。

- (1) 外国において 16 年の学校教育を修了した者、またはこれに準ずる者で、文部科学大臣が指定した者
- (2) 日本において大学を卒業した者、またはこれと同等以上の学力があると認められた者
- (3) 日本国際教育支援協会または国際交流基金において実施する当該年度の「日本語能力検定試験（2 級以上）」を受験する者
- (4) 富士大学と協定を締結している学校長の「当該学生が大学院聴講生としての能力を有する」旨の推薦書がある者

(聴講の許可)

第 3 条 聴講の許可については、院聴講生規程第 4 条に準ずる。

(聴講料等)

第 4 条 聴講料等については、諸納入金を除き、院聴講生規程第 5 条に準ずる。

- 2 諸納入金は、次のとおりとする。

選考料	12,500 円
聴講料	5,000 円（1 単位につき）

(聴講期間)

第 5 条 聴講期間は、原則として、各学期とする。

- 2 聴講期間は、最長 4 学期までとする。

(準 用)

第 6 条 この特則に定めるもののほか、聴講留学生について必要な事項は、院聴講生規程に準ずる。

(改 廃)

第 7 条 この特則の改廃については、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

この特則は、平成 26 年 2 月 18 日制定、施行する。

附 則

この特則は、平成 26 年 12 月 3 日改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この特則は、平成 29 年 11 月 1 日改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

富士大学大学院研究生規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、富士大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 30 条の規定に基づき、研究生に関し必要な事項を定める。

(入学資格)

第 2 条 研究生として入学することのできる者は、大学院において研究を進める能力がある者またはこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、特定の分野について研究成果をあげ得ると認められる者とする。

(入学出願)

第 3 条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に定める書類に選考料を添えて所定の期日までに学長に願い出なければならない。

- (1) 研究生願書（本大学院所定のもの）
- (2) 研究課題の主題および概要
- (3) 履歴書
- (4) 最終出身学校の成績証明書（または資格証明書）
- (5) 健康診断書
- (6) 写真（3ヶ月以内に撮影したもの）
- (7) 戸籍抄本
- (8) その他本学が必要と認める書類

(入学者の選抜)

第 4 条 入学者選抜のための審査は、学長の命を受けた研究科委員会が行う。

2 研究科委員会は、書類審査および面接審査を行う。ただし、必要があると認められるときは学力検査を行うことがある。

3 研究科委員会は、入学者選抜のための審査結果を学長に報告し、学長は、その結果に基づき、研究生の入学を決定する。

(入学の手続および入学許可)

第 5 条 前条の入学選抜に合格した者は、登録料を添えて所定の手続をとらなければならない。

2 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(入学の時期)

第 6 条 研究生の入学の時期は、原則として、学期の初めとする。

(研究期間)

第 7 条 研究期間は、入学を許可された学期から1年以内とする。ただし、引き続き研究を希望する者は、学長の許可により、通算2年の範囲内で、この期間を延長することができる。

(指導教員等)

第 8 条 研究生には、研究課題に応じて研究科長が指導教員を指定する。

2 研究生は、特定の研究課題について指導教員の指導を受けるほか、他の大学院生の教育に支障のない範囲において当該研究に関連のある授業（学部を含む）の聴講が認められる。ただし、聴講により単位の認定を受けることはできない。

(設備の利用)

第 9 条 研究生は、研究科の施設、設備、図書館その他必要な施設、設備を利用することができる。

(登録料等)

第 10 条 研究生は、指定された期限までに所定の登録料等を納付しなければならない。

2 諸納付金は、次のとおりとする。

選考料 25,000 円（本学大学院修了者は免除する。）

登録料 350,000 円（1年分）

3 次年度において研究生としての登録が引き続き認められた場合は、選考料を免除するものとする。

4 一度納付した選考料および登録料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(証明書)

第 11 条 研究生であった者が請求したときは、研究期間、研究課題等について証明書を交付することができる。

(研究生証)

第 12 条 研究生は、研究生証の交付を受け、学内においては常に携帯しなければならない。

(退学等)

第 13 条 研究生が退学を希望するときは、理由を付して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。この場合、学長は、研究科委員会の意見を聴くものとする。

2 研究生として適当でないと認められる者について、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、退学を命じることができる。

(準 用)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、研究生について必要な事項は、富士大学学則および大学院学則に定める諸規定を準用する。

(改 廃)

第 15 条 この規程の改廃については、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 12 月 3 日改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 12 月 6 日改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 8 日改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

富士大学大学院研究生の「研究課題および研究の成果」の提出要項

富士大学大学院研究生規程に定めるもののほか、研究課題および研究の成果（以下「研究の成果等」）の提出に関し必要な事項を定める。

（研究計画書の提出）

第 1 条 研究生は、別紙「研究生 研究計画書」を作成し、学年の初めに、研究指導教員を通じ研究科委員会の承認を得なければならない。

- （1）研究課題の題目
- （2）研究課題の概要（研究目的、研究方法、主たる文献、研究期間）
- （3）研究指導教員の所見および承認印

（研究の成果等の提出）

第 2 条 研究の成果等の提出は、1 月第 3 週火曜日の正午までに、研究指導教員を経由し研究科委員会に提出する。

（研究の成果等の発表会）

第 3 条 研究生は、研究科委員会の承認を得て、発表会において発表を行わなければならない。

（証明書）

第 4 条 研究生規程第 11 条に規定する「研究課題等」には、「研究の成果」を含むものとする。

（研究の成果等の作成スケジュール）

第 5 条 研究の成果等は、次のスケジュールにより研究指導教員のもとで作成を進めること。

- （1）4 月初め：ガイダンス（研究の成果等の作成および発表会）
- （2）4 月末日：研究課題の題目決定、研究計画書の提出
- （3）後期授業の最終日正午まで、研究の成果等を提出
- （4）2 月：研究の成果等の発表会

（後期入学者の取扱い）

第 6 条 後期入学者については、前条に定めるスケジュールに関し別途指定するものとする。

附 則

本要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要項は、平成 29 年 12 月 6 日改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

富士大学大学院特別研究生規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、富士大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 30 条の 2 の規定に基づき、特別研究生に関し必要な事項を定める。

(入学資格)

第 2 条 特別研究生として入学することのできる者は、大学院において研究を進める能力またはこれと同等の学力を養成するために、特定分野の教育指導を受けることを希望する者で、学長の許可を得た者とする。

(入学出願)

第 3 条 特別研究生として入学を志願する者は、次の各号に定める書類に選考料を添えて所定の期日までに学長に願い出なければならない。

- (1) 特別研究生願書（本大学院所定のもの）
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の成績証明書（または資格証明書）
- (4) 健康診断書
- (5) 写真（3ヶ月以内に撮影したもの）
- (6) 戸籍抄本
- (7) その他本学が必要と認める書類

(入学者の選抜)

第 4 条 入学者選抜のための審査は、学長の命を受けた研究科委員会が行う。

2 研究科委員会は、書類審査および面接審査を行う。ただし、必要があると認められるときは学力検査を行うことがある。

3 研究科委員会は、入学者選抜のための審査結果を学長に報告し、学長は、その結果に基づき、特別研究生の入学を決定する。

(入学の手続および入学許可)

第 5 条 前条の入学選抜に合格した者は、登録料を添えて所定の手続をとらなければならない。

2 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(入学の時期)

第 6 条 特別研究生の入学の時期は、原則として、学期の初めとする。

(研究期間)

第 7 条 研究期間は、入学を許可された学期から 1 年以内とする。

(指導教員等)

第 8 条 特別研究生には、特定の研究分野に応じて研究科長が指導教員を指定する。

2 特別研究生は、特定する研究分野について指導教員の指導を受けることができる。

(設備の利用)

第 9 条 特別研究生は、図書館その他必要な施設、設備を利用することができる。

(登録料等)

第 10 条 特別研究生は、指定された期限までに所定の登録料等を納付しなければならない。

2 諸納付金は、次のとおりとする。

選考料 25,000 円

登録料 350,000 円（1 年分）

3 一度納付した選考料および登録料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(証明書)

第 11 条 特別研究生が請求したときは、在籍証明書を交付することができる。

(特別研究生証)

第 12 条 特別研究生は、特別研究生証の交付を受け、学内において常に携帯しなければならない。

(退学等)

第 13 条 特別研究生が退学を希望するときは、理由を付して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。この場合、学長は、研究科委員会の意見を聴くものとする。

2 特別研究生として適当でないと認められる者について、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、退学を命じることができる。

(準 用)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、特別研究生について必要な事項は、富士大学学則および大学院学則に定める諸規定を準用する。

(改 廃)

第 15 条 この規程の改廃については、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 12 月 3 日改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 12 月 6 日改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 8 日改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

富士大学大学院委託生規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、富士大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 31 条に基づき、委託生に関し必要な事項を定める。

(入学資格)

第 2 条 委託生として入学することのできる者は、大学院学則第 16 条の 2 に規定する資格を有する者とする。

(入学出願)

第 3 条 委託生として入学を志願する者は、次の各号に定める書類に選考料を添えて所定の期日までに学長に願い出なければならない。

- (1) 委託生願書（本大学院所定のもの）
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の成績証明書（または資格証明書）
- (4) 健康診断書
- (5) 写真（3ヶ月以内に撮影したもの）
- (6) 戸籍抄本
- (7) 研究課題、研究期間その他必要事項を記載した所属長の研究委託書
- (8) 委託生研究計画書
- (9) その他本学が必要と認める書類

(入学者の選抜)

第 4 条 入学者選抜のための審査は、学長の命を受けた研究科委員会が行う。

2 研究科委員会は、書類審査および面接審査を行う。ただし、必要があると認められるときは学力検査を行うことがある。

3 研究科委員会は、入学者選抜のための審査結果を学長に報告し、学長は、その結果に基づき、委託生の入学を決定する。

(入学手続および入学許可)

第 5 条 前条の入学選抜に合格した者は、登録料を添えて所定の手続をとらなければならない。

2 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(入学の時期)

第 6 条 委託生の入学の時期は、原則として、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、学期の中途において入学を許可することがある。

(研究期間)

第 7 条 委託生の研究期間は、入学を許可された学期から 1 年以内とする。ただし、引き続き研究を希望する者は、学長の許可により、通算 2 年の範囲内で、この期間を延長することができる。

(指導教員等)

第 8 条 委託生には、その研究課題に応じて研究科長が指導教員を指定する。

2 委託生は、特定の研究課題について指導教員の指導を受けるほか、他の大学院生の教育に支障のない範囲において当該研究に関連のある授業（学部を含む）の聴講が認められる。ただし、聴講により単位の認定を受けることはできないが、受講した科目について成績証明書を発行する。

(設備の利用)

第 9 条 委託生は、研究科の施設、設備、図書館その他必要な施設、設備を利用することができる。

(登録料等)

第 10 条 委託生は、指定された期限までに所定の登録料等を納付しなければならない。

2 諸納金は、次のとおりとする。

選考料 25,000 円

登録料 350,000 円（1 年分）

3 次年度において、委託生としての登録が引き続き認められた場合、選考料は免除するものとする。

4 一度納付した選考料および登録料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(証明書)

第 11 条 委託生が、その研究を修了したときは、研究期間、研究課題等について審査のうえ、研究修了証明書を授与する。

(委託生証)

第 12 条 委託生は委託生証の交付を受け、学内においては常に携帯しなければならない。

(退学等)

第 13 条 委託生が退学を希望するときは、理由を付して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。この場合、学長は、研究科委員会の意見を聴くものとする。

2 委託生として適当でないと認められる者について、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、退学を命じることができる。

(準 用)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、委託生について必要な事項は、富士大学学則および大学院学則に定める諸規定を準用する。

(改 廃)

第 15 条 この規程の改廃については、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 12 月 3 日改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 12 月 6 日改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 8 日改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大学院共同研究室の利用について

1. 目的

大学院生（以下「院生」という。）が研究活動に専念し、また情報処理機器（コンピュータ）を利用して研究活動に供することができるよう大学5号館ゼミ13教室（以下「共同研究室」という。）を提供するものである。

2. 管理

共同研究室の鍵は教務部が管理し、使用時に院生に貸し出す。

3. 使用日時

- ① 利用日は平日のみとし、土曜日・日曜日・国民の祝日およびその他富士大学学則第9条（休業日）に定める日は使用できない。
- ② 利用時間は、午前9時～午後5時までとする。
- ③ 利用時間の延長を申し出ることが出来る。ただし、午後9時までの範囲内とする。

4. 使用方法

使用を希望する院生は、教務部へ出向き指示に従う。

- ① 教務部備え付けの共同研究室利用記録簿（以下「記録簿」という。）に氏名・貸出時刻・返却予定時刻を記入して、共同研究室の鍵を受け取る。
- ② 使用が終わったら施錠し、教務部で記録簿に返却時刻を記入し、鍵を返却する。ただし、利用時間の延長により午後5時を経過した場合、鍵は夜警へ返却する。
- ③ すでに、共同研究室が開いている場合で、先に利用している者の返却予定時刻より、早く利用が終わる場合は、記録簿に記入する必要はない。
- ④ ③の場合、先に共同研究室を利用している者が予定より早く利用が終わり、自分がそれよりも遅くなる時は、教務部で新たに記録簿に記入する。

5. 遵守事項

- ① 許可なく設備の移動等を行なわないこと。
- ② 故意に備え付けの設備・OS等を破損・亡失した時は弁償させる。
- ③ 利用に関しての一切の責任は、利用者が負うものとする。
- ④ 飲食・喫煙を一切禁ずる。
- ⑤ 退室の際には整理整頓を行い、次の利用者が気持ちよく利用できるように配慮する。

富士大学大学院学長表彰規程

(目的)

第 1 条 大学院学則第 39 条の規定に基づき、学長が修士論文優秀者を表彰する。

(表彰の時期)

第 2 条 学長表彰の時期は、大学院修了時とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(基準)

第 3 条 修士論文優秀者表彰の基準は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、大学院学則第 40 条(懲戒)に抵触しない者であることを条件とする。

- (1) 特に優秀な修士論文であると研究指導教員および他の大学院担当教員から推薦された者
- (2) 他の権威ある機関で認められた者

(選考)

第 4 条 前条の基準を充たす者について、研究科委員会が審査し、学長に意見を述べる。

2 学長は、研究科委員会の意見に基づき、学長表彰者の決定を行う。

(特別表彰)

第 5 条 前四条に定めるほか、特別の功績がある場合、学長表彰を行うことができる。この場合の選考は、前条に準じて行う。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃については、研究科委員会において案を作成し、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から適用する。

富士大学大学院学生懲戒規程

(目的)

第 1 条 この規程は、富士大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 40 条第 3 項に規定する懲戒処分の手続について定めることを目的とする。

(懲戒対象者)

第 2 条 この規程において懲戒の対象となる者（以下「対象学生」という。）は、富士大学大学院の学生とする。また、対象学生には、大学院の科目等履修生、聴講生その他学籍番号を有する者を含むものとする。

(懲戒の対象となる期間)

第 3 条 懲戒の対象となる期間は、入学後、学籍を有する期間とする。

(懲戒の対象となる行為)

第 4 条 懲戒の対象となる行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社会的諸秩序に対する侵犯行為（犯罪行為）
- (2) 重大な交通違反行為
- (3) 人権を侵害する行為およびハラスメント行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 学問的倫理に反する行為
- (6) 学修、研究および教員の教育研究活動等の活動を妨害する行為
- (7) その他法令または学内の諸規則・諸規程に違反する行為
- (8) その他学生の本分に反する行為

(懲戒の種類)

第 5 条 懲戒の種類は、大学院学則第 40 条第 2 項に定める次の処分とする。

- (1) 退学 学生の身分を剥奪するもの
- (2) 停学 一定期間、学生の教育課程の履修および課外活動等を停止するもの
- (3) 訓告 学生の行った行為の責任を確認し、戒め、告げるもの

(退学処分の対象者)

第 6 条 退学処分は、第 4 条に定める行為があり、大学院学則第 41 条の各号に該当する者に対して行うことができる。

(停学の期間)

第 7 条 停学の期間は、有期または無期とし、有期の場合は 6 ヶ月以下の期間とする。

(嚴重注意)

第 8 条 懲戒に相当しない場合であっても、大学院研究科長（以下「研究科長」という。）は、大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の意見を聴き、学長の承認を受けたうえ、嚴重注意を行うことができる。

- 2 嚴重注意は、行為の問題性を自覚させ、反省を促すものとする。

(事実関係の調査)

第 9 条 懲戒の対象となる行為またはその疑いを生じたときは、研究科長は、遅滞なく、対象学生についての調査を開始するものとする。

- 2 調査の実施は、研究科長および研究科長が指名する大学院担当教員若干名および事務局長により行う。
- 3 調査は、客観的事実の調査、関係者への事情聴取、対象学生への事情聴取等により行い、事実関係を確認して、学長に報告するものとする。対象学生への事情聴取には、弁明の機会を与えることも含むものとする。
- 4 行為が重大犯罪であり、明白と認められる等特段の事情が認められる場合は、前項の調査の一部または全部を省略することができる。

第 9 条の 2 前条の調査を実施するに当たっては、次の各号に定める行為を行うことができる。

- (1) 対象学生および関係者に対して事実関係を証明する書面（電磁的記録を含む）および物品の提出を求めること
- (2) 対象となる行為が行われた場所についての検証

(3) 事情聴取における発言の録音

(教育指導・自宅謹慎)

第9条の3 研究科長は、次の何れかに該当する場合に、対象学生に対して反省を促す教育指導を行ったうえで、反省文の提出を求めることができる。また、必要と判断される場合には、自宅謹慎を命じることができる。

- (1) 事情聴取の途中または終了後において対象学生が対象となる行為をしたことを認めた場合
- (2) 関係者の証言その他客観的な証拠物件の存在から対象学生が対象行為をしたことが明白であると認められる場合

2 前項により自宅謹慎を命じられた期間は、停学期間に含める。

(手 続)

第10条 学長は、第9条の調査報告に基づき、懲戒が相当と判断した場合は、懲戒手続を開始し、懲戒案の作成を研究科長に委ねる。

2 研究科長は、研究科委員会の意見を聴いて作成した懲戒案を、学長に報告する。

(先例等の参照)

第10条の2 懲戒が相当か不相当かの判断および懲戒を相当とする場合の懲戒案の作成においては、先例を参考とするとともに、社会的判断基準の変化も考慮しなければならない。

(懲戒の実施等)

第11条 学長は、第10条の懲戒案について、研究科委員会の意見を聴いたうえで、懲戒を実行する。

2 懲戒は、対象学生に対して文書により行うものとし、その発信した日から効力が生じる。

3 懲戒文書は、学生の父母等の学費納入義務者および保証人に対しても発信するものとする。

(停学期間中の教育指導)

第12条 停学処分を受けた者に対しては、研究科長または研究指導教員が面談等による教育指導を行う。

(無期停学の解除)

第13条 無期停学は、懲戒が効力を生じてから、6ヶ月を経過した後でなければ解除することができない。

2 6ヶ月を経過した後に、無期停学の解除が相当であるとする事情が生じたときは、関係者は、学長に対し、その理由を付して、無期停学の解除を発案することができる。

3 学長は、その発案について、理由があると認めたときは、研究科長に調査を命じ、研究科長は、調査結果を、学長に報告する。

4 学長は、前項の報告に基づき、研究科委員会の意見を聴いて、無期停学の解除を行う。

5 解除の実施方法は、懲戒の実施方法に準ずる。

(懲戒の記録)

第14条 懲戒の事実は、対象学生の学籍簿に記録する。

(不服申立)

第15条 懲戒を受けた学生は、懲戒の効力発生の日から30日以内に、その懲戒に対する不服申立を行うことができる。ただし、当該期間内に不服申立できない正当な理由が認められる場合は、その理由が止んだ日から起算して30日以内に不服申立を行うことができる。

2 不服申立は、懲戒を受けた学生が、学長に不服申立書を提出することにより行う。なお、不服申立書を提出した学生を、以下「申立学生」という。

(不服申立審査委員会)

第16条 学長は、前条の不服申立に基づき、不服申立審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会は、学長が指名する副学長および大学院担当教員若干名で構成する。この審査委員は、第9条の調査等に関わった者以外から選ばなければならない。

3 審査委員会は、不服申立書に基づき審査を行う。

4 申立学生は、書面で意見を述べ、資料を提供することができる。また、審査委員会は、必要に応じ、申立学生から事情聴取をすることができる。

5 審査委員会は、必要に応じ、第9条の調査等に関わった者およびその他の関係者から、事実関係の調査結果、懲戒を科した理由等について聴取することができる。

6 審査委員会は、学長に対して、次の勧告を行う。

(1) 懲戒の内容が相当であると判断した場合；不服申立の棄却を求める勧告

(2) 懲戒の内容が相当でないと判断した場合；懲戒の取消または内容の変更の勧告

7 前項の勧告を受けた学長は、勧告内容について、研究科委員会の意見を聴いて、不服申立の棄却または懲戒の取消もしくは内容の変更を行い、申立学生に文書により通知する。また、学費納入義務者および保証人に対しても通知を行う。

(対象学生の退学申出の取扱)

第 17 条 学長は、第 9 条により事情聴取等調査の対象となった学生から、懲戒の決定前に退学の申出があった場合は、懲戒が決定するまでこの申出を受理しないものとする。

(関係者の守秘義務)

第 18 条 研究科委員会の構成員および懲戒の内容を知り得た富士大学の教員・職員は、その知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、その地位を離れた後も継続する。

(改 廃)

第 19 条 この規程の改廃については、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 21 日制定し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 2 月 13 日改正し、施行する。

富士大学大学院入学者選抜規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、大学院学則第 18 条第 2 項に基づき、入学者選抜試験（以下「入学試験」という。）に関して、必要な事項を定める。

(受験資格)

第 2 条 入学試験の受験資格は、学校教育法第 102 条およびその関連政省令に定める入学資格を有する者並びに入学までに入学資格を充たす見込みがある者とする。

(入学試験の方法)

第 3 条 入学試験の方法（試験区分、試験日程、募集人員、選考方法、手続事項等）については、年度毎に研究科委員会が案を作成し、学長が決定するものとする。

2 前項の入学試験の方法は、入学者選抜要項等に明記し、公表するものとする。

(入学試験の実施)

第 4 条 入学試験の実施にあたっては、試験問題作成者、面接試験実施者、試験監督者について研究科委員会で案を作成し、学長が決定するものとする。

2 入学試験業務に従事する者は、入学試験の円滑な実施・運営に努めなければならない。

(入学者の選抜)

第 5 条 入学者の選抜については、研究科委員会が合否案を作成して、学長に提示し、学長が決定する。

(合格発表)

第 6 条 入学試験の合格発表は、所定の期間内に、本人に通知することにより行う。

(合格の取消し)

第 7 条 入学試験合格者が、本学に入学するまでの間に、第 2 条に定める入学資格を充たすことができなかった場合には、入学試験の合格を取消す。

(入学試験に関する秘密の保持)

第 8 条 入学試験業務に従事する者は、入学試験に関する秘密を保持しなければならない。

(改 廃)

第 9 条 この規程の改廃については、研究科委員会において案を作成し、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 27 年 11 月 10 日から施行する。

富士大学大学院転入学に関する規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、富士大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 23 条第 2 項に規定する富士大学大学院（以下「本大学院」という。）への転入学について必要な事項を定める。

(転入学の出願)

第 2 条 本大学院に転入学を希望する者で、次項に定める出願資格を有する者は、転入学の出願をすることができる。

2 出願資格は、次の何れかとする。

- (1) 他の社会科学系大学院（以下「前大学院」という。）の修士課程（修士課程に相当する課程を含む。以下同じ。）に 1 年以上在学し、14 単位以上修得していること。
- (2) 前大学院の修士課程に、転入学の時期までに 1 年以上在学する見込みであり、14 単位以上修得する見込みであること。

(転入学の時期・年次)

第 3 条 転入学は、大学院学則第 4 条に定める学年の初めとし、2 年次に転入する。

(選考方法)

第 4 条 大学院研究科委員会は、転入学の出願を行った者に対し、大学院学則第 18 条に準じて転入学試験を実施して選考し、合否案を学長に提出する。

2 学長は、前項の合否案に基づき、合否を決定する。

(転入学手続・許可)

第 5 条 合格の決定を受けた者は、大学院学則第 19 条に準じて、転入学手続を行わなければならない。

2 学長は、前項の転入学手続を完了した者に対して転入学許可を行う。

(既修得単位の認定)

第 6 条 前大学院の修士課程で修得した単位については、転入学者の申請により、大学院研究科委員会が認定の可否を検討し、学長が決定する。

2 前項の認定に当たっては、カリキュラム、シラバス等により、本大学院の授業科目との整合性、同一性等を確認のうえ、判定するものとする。なお、1 科目で修得した単位を分割して複数科目の単位を認定することはできない。

3 修士論文作成のための必修科目「演習Ⅰ」および「演習Ⅱ」については、研究指導教員の意見を聴き、既修得単位の認定の判断を行う。

4 認定する単位数は、15 単位を超えないものとする。

(在学期間)

第 7 条 前大学院の修士課程に在学していた期間は、1 年を限度として、次のとおり取扱う。

(1) 大学院学則第 2 条に定める標準修業年限および最長在学期間から減じる。

(2) 大学院学則第 10 条に定める修了要件としての在学期間に算入する。

(その他)

第 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、大学院研究科委員会が案を作成し、学長が決定する。

(改 廃)

第 9 条 この規則の改廃については、大学院研究科委員会が案を作成し、学長が決定する。

附 則

この規則は、平成 29 年 1 月 11 日制定し、平成 29 年度転入学学生から適用する。

附 則

この規則は、令和 2 年 12 月 19 日改正し、令和 3 年 1 月 12 日から施行する。

学費の納入に関する規則

(目的)

第 1 条 学則第 37 条および大学院学則第 27 条に基づき、この規則を定める。

(学 費)

第 2 条 本規則による学費は、入学金、授業料、施設設備費、図書費、その他とする。額については、別表のとおりとする。

(納 入)

第 3 条 学費は、各年度大学指定期限内にその全額を納入するものとする。ただし授業料については、分割納入の申し出があればこれを認める。

2 改正年度以前に入学した者に係る学費は、入学時の額とする。

3 大学指定期限とは、新入生を除き、前年度 3 月 26 日とする。

4 納入金の納入方法は、原則として銀行振込みとする。

(授業料の分割納入)

第 4 条 授業料の分割納入は、1 期および 2 期に区分し、1 期は 3 月 26 日、2 期は 9 月 16 日までに、年額の 2 分の 1 に相当する額を納入するものとする。

2 納入に関する申し出の期限は、前年度 3 月 26 日までとする。

(転入学者、編入学者および再入学者の学費)

第 5 条 転入学者、編入学者および再入学者の学費は、入学許可年度の額とする。

(授業料の延納)

第 6 条 在学生で不慮の事故または災害等真にやむを得ない事由があるときは、その納期の延長を認めることがある。

2 願い出る者は、納入期限の 1 週間前までに申し出て許可を受けなければならない。

(学費の免除)

第 7 条 所定の手続きを経て承認された特待生および奨学生等は、その承認された期の授業料等について、一部または全額を免除する。

(休学退学の納入金)

第 8 条 納入金の納入期限後、納入金未納のまま、休学または退学を願い出た場合は、これを認めない。ただし、所定の納入金を納入した場合は受理する。

(指定事項による退学)

第 9 条 納入金を納入期限または延納期限までに納入しない者は、学則第 36 条第 2 号により退学となることがある。

(受験資格)

第 10 条 納入金を納入期限または延納期限までに納入しない者は、履修規程第 24 条第 2 号により原則として受験資格を失う。

(再試験手数料)

第 11 条 再試験手数料は、別表による。

(大学院長期履修生納入金)

第 11 条の 2 大学院長期履修生納入金は、別表による。

(科目等履修生納入金)

第 12 条 科目等履修生納入金は、別表による。

(聴講生納入金)

第 12 条の 2 聴講生納入金は、別表による。

(教職課程納入金)

第 13 条 教職課程納入金は、別表による。

(図書館学講座納入金)

第 13 条の 2 図書館学講座納入金は、別表による。

(大学院特別研究生納入金)

第 14 条 大学院特別研究生納入金は、別表による。

(大学院研究生納入金)

第 14 条の 2 大学院研究生納入金は、別表による。

(大学院委託生納入金)

第 14 条の 3 大学院委託生納入金は、別表による。

(休学期間中の費用)

第 15 条 学則第 29 条による休学の場合、休学期間中の費用について、次項以下に定める。この場合の休学期間とは 1 学期を通して休学した場合をいい、1 学期に満たない休学の場合は、通常どおりの学費等の納入を要する。

2 授業料、施設設備費および図書費は、1 学期の休学につき 1 学期分（年額の半額）を無料とする。

3 前項の授業料等が無料となる休学期間中は、1 学期につき 100,000 円の在籍料を納入するものとする。

(停学期間中の学費)

第 16 条 停学の処分を受けた者の学費は、停学期間中も所定の学費を納入しなければならない。

(退学者の学費)

第 17 条 退学者は、当該年度の学費を全額納入しなければならない。ただし、後期授業開始日の 2 週間前までに所定の「退学願」が提出された場合に限り、後期分の授業料の納入を免除されることがある。ただし、この場合でも、既に納入済みの授業料の返還は行わない。

(新入生の学費)

第 18 条 学費は、大学の指定する期限内に全額納入するものとする。ただし、授業料について分割納入の申し出があればこれを認める。

2 大学の指定する期限内に入学辞退を申し出たときは、入学金を除き返還する。

3 推薦入学者は、辞退理由の如何にかかわらず納入した学費は返還しない。

(実験、実習費)

第 19 条 必要により、実験、実習費を徴収する。その額は、別に定める。

(学費等の不返還)

第 20 条 一度納入した学費等は、事由の如何にかかわらず返還しない。

附 則

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日改正し、施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日改正し、施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 5 月 23 日改正し、施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 11 月 27 日改正し、施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日改正し、施行する。

附 則

この規則は、令和4年12月26日改正し、令和4年度から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日改正し、施行する。

別表

区 分	経 済 学 部					大 学 院				
	納入額	全納	分割納入		備考	納入額	全納	分割納入		備考
		3月	4月	9月			3月	4月	9月	
入 学 金	260,000	260,000	260,000			260,000	260,000	260,000		(注1)
入学金(編入・転入)	100,000	100,000	100,000							
授 業 料	700,000	700,000	350,000	350,000		700,000	700,000	350,000	350,000	(注1) (注2)
施設設備費	265,000	265,000	265,000			215,000	215,000	215,000		
図 書 費	20,000	20,000	20,000			50,000	50,000	50,000		
再試験手数料	3,000				1科目	3,000				1科目
科目等履修生納入金										
選 考 料	13,000					13,000				
登 録 料	25,000					25,000				
授 業 料	10,000				1単位	10,000				1単位
聴講生納入金										
選 考 料	25,000					25,000				
聴 講 料	3,000				1単位	10,000				1単位
教職課程納入金										
教職課程履修費	30,000									
教育実習費	20,000									
図書館学講座納入金										
受 講 料	25,000									
特別研究生納入金										
選 考 料						25,000				
登 録 料						350,000				1年分
研究生納入金										
選 考 料						25,000				
登 録 料						350,000				1年分
委託生納入金										
選 考 料						25,000				
登 録 料						350,000				1年分

(注1)「富士大学大学院内部進学者等奨学金規程」の定めによる減免がある点に注意。

(注2)「富士大学大学院長期履修学生規程」に基づき、長期履修学生として許可された者は、同規程第8条により、標準年限(2年)を超える分の授業料については免除とする。

富士大学大学院内部進学者等奨学金規程

(目的)

第 1 条 この規程は、富士大学（以下「本学」という。）の学生で、富士大学大学院（以下「本大学院」という。）に入学して研究活動を続けたいという意欲を持つ者に対し、奨学金を給付し、経済的支援を行うことを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この奨学金の対象者は、以下の者とする。

- (1) 本学の学部生で、本大学院の入学試験に合格し、入学した者（以下「内部進学者」という。）
- (2) 本学学部の卒業生で、本大学院の入学試験に合格し、入学した者（以下「既卒進学者」という。）
- (3) 本大学院の修了者で、他の学位を取得するために本大学院に入学を認められた者（以下「修士入学者」という。）

(給付する奨学金)

第 3 条 内部進学者には、以下の奨学金を給付する。

- (1) 入学金相当額の奨学金
- (2) 3 学年終了時の GPA が 3.2 以上の場合：
授業料の 3 分の 1 相当額の奨学金 (内定) (ただし、本学学部卒業時の GPA がこれを下回った場合には、給付は取消しとなる。)

2 既卒進学者には、以下の奨学金を給付する。

- (1) 入学金の 2 分の 1 相当額の奨学金
- (2) 本学学部卒業時の GPA が 3.2 以上の場合：
授業料の 4 分の 1 相当額の奨学金

3 修士入学者には、以下の奨学金を給付する。

- (1) 入学金 100,000 円

4 前三項の奨学金の給付方法は、免除による。

(他の給付奨学金との関係)

第 4 条 奨学金の対象者が、他の奨学金の給付を受け、その金額が前条の金額以上の場合には、他の給付奨学金が優先となり、前条の奨学金の給付は行わない。他の給付奨学金が、前条の奨学金の額を下回る場合には、その差額を給付する。

2 留学生については、この奨学金制度を利用するか、留学生としての奨学金制度を利用するかは、入学金および授業料について、各制度による奨学金合計額を比較し、有利な方を選択することができる。(入学金と授業料の奨学金について個別の選択は認めない。)

(奨学金の停止)

第 5 条 授業料に関する奨学金給付を受けている者の大学院 1 年次の成績が、修得単位 16 単位未満または平均点が 80 点未満の場合には、2 年次の奨学金給付は停止となる。

2 授業料に関する奨学金給付を受けている者が、2 年間で修了できなかった場合、3 年次以降の奨学金給付は行わない。

3 奨学金の受給者が、中途退学した場合には、奨学金給付は、遡って取消しとなり、既に給付を受けた奨学金は返還しなければならない。

(改 廢)

第 6 条 この規程の改廢については、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。ただし、理事長の承認を要する。

附 則

この規程は、令和 4 年 5 月 30 日制定、令和 5 年度大学院進学者から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 12 月 26 日改正し、令和 4 年度から施行する。

独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金の貸与を受けた 富士大学大学院生の「特に優れた業績による返還免除」に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から第一種奨学金の貸与を受けた富士大学（以下「本学」という。）大学院生を、機構法施行令第 8 条に定める「特に優れた業績による返還免除」を受ける候補者として、推薦する場合の手續を定めることを目的とする。

(候補者の選考)

第 2 条 機構から本学に対し、「特に優れた業績による返還免除」の候補者を推薦するように求められたときは、候補者の選考を行う。

2 候補者の選考は、次により行う。

(1) 富士大学大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が学内選考委員会となり、次条に定める項目・基準により、採点して業績を総合評価し、審議のうえ、候補者順位案を作成する。

(2) 研究科委員会は、前号の案を、研究科委員会の案として学長に提示する。

(3) 学長はこの案を検討のうえ、決定を行い、機構に対して所定の手續により推薦を行う。

(評価項目および評価基準)

第 3 条 機構平成 16 年規程第 16 号「候補者の選考に係る奨学規程」第 47 条第 3 項に規定する業績の種類および評価基準について、本学大学院が設定する評価項目は、別表のとおりとする。

2 採点は、別表に定める業績の種類ごとに、基準・項目・備考および注書に従って行う。

(改 廢)

第 4 条 この規程の改廢については、研究科委員会が案を作成し、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 28 年 7 月 13 日制定し、施行する。

別表

業績の種類	機構が定める評価基準	具体的評価項目	備考
①学位論文	教授会での高い評価	研究科委員会での高い評価 (120点満点評価)	これらの4項目の 何れかにより、評価 する。 (複数あれば、その 点も評価(加点)す る。) 105点以上が対象
①その他の研究論文	学会での発表	研究科委員会で、発表内容 が特に優れていると認定さ れること。 (120点満点で評価)	
	学術雑誌への掲載	研究科委員会で、掲載され た論文の内容が特に優れて いると認定されること。 (120点満点で評価) 学術雑誌の格を加味する。	
	学術雑誌等での表彰	表彰した学術雑誌の格によ り、120点満点で評価する。	
②授業科目の成績	優れた専門知識・研究能力 の修得 特に優秀な成績	「GPA×20」で評価する。 (80点満点で評価する。)	70点以上が対象
③専攻分野に関する 著書、データベー スその他の著作物	社会的な高い評価 (特に優れた活動実績とし て評価)	研究科委員会が、高い社会 的評価があると認めること。 (20点満点で評価する。)	
④研究又は教育に係 る補助業務の実績	RA、TA等による補助作業 により、学内外での教育研 究活動に大きく貢献・特に 優れた業績	実績により、10点満点で評 価する。	

- (注) 1. ①および②は必須項目。何れも対象になる評点を取得しなければならない。
 2. ③および④は加点項目。順位付けの際、総合得点に加算される。
 3. GPAは、S:4点、A:3点、B:2点、C:1点で算出する。ただし、授業科目に限るものとする。

令和8年度 大学院 学年暦

月	授業週	日	月	火	水	木	金	土	学事予定
前期授業回数→			15	15	15	15	15		
4									【4月入学】入学式(2日)、【4月入学・9月入学】8年度ガイダンス(2日)
	1	5	①	①	①	①	①	①	履修登録(3日)、前期授業開始(6日)、健康診断(8日)
	2	12	②	②	②	②	②	②	履修登録修正日(22日~23日)
	3	19	③	③	③	③	③	③	【4月入学修了年次生】研究計画書提出締切日(27日)
	4	26	④	④	④	④		祝日授業日(29日・昭和の日)	
5							④	④	学部授業曜日変更・大学院授業なし(7日・8日)、補講日(9日)
	5	3							論文等発表会レジメ提出締切日(18日)
	6	10	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	【4月入学修了年次生】第1回論文等発表会(経営学:26日、経済学:29日)
	7	17	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	【9月入学修了年次生】第2回論文等発表会(経営学:26日、経済学:29日)
	8	24	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	補講日(30日)
6			⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	
	9	7	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	
	10	14	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩	
	11	21	⑪	⑪	⑪	⑪	⑪	⑪	補講日(27日)
	12	28	⑫	⑫	⑫	⑫	⑫	⑫	
7					⑫	⑫	⑫	⑫	
	13	5	⑬	⑬	⑬	⑬	⑬	⑬	
	14	12	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	補講日(18日)
	15	19	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	祝日授業日(20日・海の日)、前期授業終了日(24日)
	16	26						【9月入学修了年次生】論文等提出締切日(24日)、補講日(25日)	
8								1	夏季休業(1日~9月4日)
		2						2	【9月入学修了年次生】最終試験(4日)
		9						9	
		16						16	【9月入学修了年次生】修了判定(日)
		23						23	【9月入学修了年次生】修了式(日)
9				1	2	3	4	5	【9月入学】入学式(日)、【9月入学】ガイダンス(1日)
	1	6	①	①	①	①	①	①	履修登録(1日~3日)、後期授業開始(7日)
	2	13	②	②	②	②	②	②	大学院授業なし(9日、10日)
	3	20	③	③	③	③	③	③	【9月入学修了年次生】研究計画書提出締切日(28日)
	4	27	④	④	④	④	④	履修登録修正日(28日~30日)	
10						③	③	③	論文等発表会レジメ提出締切日(8日)
	5	4	④	④	④	④	④	④	紫陵祭準備日(9日)、紫陵祭(10日~11日)
	6	11	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	【4月入学修了年次生】第2回論文等発表会(経営学:16日、経済学:20日)
	7	18	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	【9月入学修了年次生】第1回論文等発表会(経営学:16日、経済学:20日)
	8	25	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	補講日(31日)
11		9	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	
		10	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	
		11	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩	⑩	
		12	⑪	⑪	⑪	⑪	⑪	⑪	祝日授業日(23日・勤労感謝の日)、補講日(28日)
12									
		13		⑪	⑪	⑪	⑪	⑪	
		14	⑫	⑫	⑫	⑫	⑫	⑫	補講日(19日)
		15	⑬	⑬	⑬	⑬	⑬	⑬	補講日(24日)、冬季休業(25日~1月6日)
		16	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	
1								1	後期授業再開(7日)
		18	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	補講日(9日)、学部授業曜日変更・大学院授業なし(14日)
		19	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	☆大学入学共通テスト準備日(15日)※学内立入不可
		20	⑰	⑰	⑰	⑰	⑰	⑰	大学入学共通テスト(16日~17日)※学内立入不可
		21	⑱	⑱	⑱	⑱	⑱	⑱	後期授業終了日(18日)
	22	⑲	⑲	⑲	⑲	⑲	⑲	【4月入学修了年次生】論文等提出締切日(19日)、補講日(20日)	
2			1	2	3	4	5	6	春季休業(2月1日~3月31日)
		7							【4月入学修了年次生】最終試験(経営学:5日、経営学:9日)
		14							
		21							
3			1	2	3	4	5	6	【4月入学修了年次生】修了判定(日)
		7							
		14							【4月入学修了年次生】修了式(日)
		21							
後期授業回数→			15	15	15	15	15		

- ※ 網掛け数字 は、補講日を示す。
- ※ 網掛け数字 は、授業曜日の変更を示す。(または、祝日の授業日を示す)
- ※ 網掛け数字 及び☆印の学校行事は、全学休講とする。
- ※ ★印の学校行事は、担当教員以外の科目について授業を実施する。

令和 年 月 日

富士大学大学院
経済・経営システム研究科長 殿

学籍番号
氏 名 印

大学院入学前の既修得単位等に係る単位認定願

大学院入学前の既修得単位等の認定を希望しますので、下記のとおり申請致します。

記

認定を希望する既修得単位等			
大学院名	既修得授業科目名	履修期間	修得単位数等

認定を希望する富士大学大学院の授業科目名等			
授業科目名	担当教員名	コード番号	単位数等

令和 年 月 日

富士大学大学院
経済・経営システム研究科長 殿

学籍番号
氏 名 印

他の大学院における修得単位等に係る単位認定願

他の大学院における修得単位等の認定を希望しますので、下記のとおり申請致します。

記

認定を希望する修得単位等			
大学院名・修得事由	修得授業科目名	履修期間	修得単位数等

認定を希望する富士大学大学院の授業科目名等			
授業科目名	担当教員名	コード番号	単位数等

研究科委員会 御中

年____月____日

学籍番号_____

氏名_____

修士論文題目変更届

修士論文の題目の変更がありましたので、以下のようにお届け致します。

新 題目名：

旧 題目名：

論文等審査願

提出年月日： 年 月 日

研究科委員会 御中

富士大学大学院経済・経営システム研究科

学籍番号： _____

氏 名： _____

大学院学則第27条および学位規程第5条に基づき、論文等およびその要旨（各3通）に、論文等審査料を添えて、提出いたしますので、ご審査くださいますようお願い致します。

研究指導教員名	
論文等題目主題	
論文等題目副題	
証紙貼付欄	論文等審査料として10,000円の証紙を貼ってください。

※ 預り証の下線部分を記入のこと。

論文等審査願預り書

富士大学大学院経済・経営システム研究科

学籍番号： _____

氏 名： _____

あなたの、論文等を確かに預かりました。

証紙（引換券）貼付欄	教務部検印欄
証紙（引換券）を貼ってください。	

年 月 日

許 諾 書

研究科委員会 御中

住所

学籍番号

氏名

⑩

携帯電話番号

富士大学において電子化した修士論文の題目を公表することについて、下記のとおり許諾します。

記

1 修士論文の題目

2 許諾する内容

- ・ 修士論文の題目をインターネット等を利用し公表すること。
- ・ 富士大学図書館において、学内外の図書館利用者の館内閲覧に供すること。

製本用修士論文等預り書

富士大学大学院経済・経営システム研究科

学籍番号 _____

氏 名 _____

あなたの提出物を確かに預かりました。

教務部検印欄

教務部検印欄

令和8年度 富士大学大学院履修要項
大学院修士課程〔経済・経営システム研究科〕

発行 富士大学教務課

☎0198-23-7905

